

会計情報

Vol. 560
2023.4

Accounting, Tax & Consulting

2023年3月期決算の会計処理に
関する留意事項

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正の概要（有価証券報告書に
おけるサステナビリティ情報やコーポレートガバナンスに関する開示の拡充）

令和5年3月決算における税務上
の留意事項



Contents

	ページ	
会計・監査	2	2023年3月期決算の会計処理に関する留意事項 公認会計士 和田 夢斗
	18	「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正の概要(有価証券報告書におけるサステナビリティ情報やコーポレートガバナンスに関する開示の拡充) 公認会計士 清水 恭子
	29	時価算定会計基準に関連する開示の事例分析(第2回) 公認会計士 早野 真史
IFRS	40	国際会計基準(IFRS)一づくり手の狙いと監査 第33回 IFRS第17号「保険契約」(その2) 前 国際会計基準審議会 (IASB) 理事 鶯地 隆継
税務	43	令和5年3月決算における税務上の留意事項 デロイト トーマツ税理士法人 税理士 中村 浩子
会計基準等開発動向	58	会計基準等開発動向 『会計情報』編集部
Information	62	新刊書籍のご案内

2023年3月期決算の会計処理に関する留意事項

公認会計士 和田 夢斗

本稿では、2023年3月期決算の会計処理に関する主な留意事項について解説を行う。

2023年3月期に適用される新会計基準等には、下記IとIIがある。また、2023年3月期から適用される可

能性のある新会計基準等の公開草案（2023年2月末時点）として下記IIIがある。さらに、2023年3月期から早期適用が可能な新会計基準等には下記IVがある。

【目次】

【2023年3月期に適用される会計基準等】

- I 実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」
- II 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年改正）

【2023年3月期に適用される可能性のある会計基準等の公開草案】

- III 実務対応報告公開草案第64号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」

【2023年3月期に早期適用が可能な会計基準等】

- IV 実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」

なお、次号の本誌（2023年5月号(Vol.561)）において有価証券報告書の開示について解説を行う予定である。

I 実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」等

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、2021年8月12日に実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（以下「実務対応報告第42号」という。）を公表した。

1. 公表の経緯・目的

2020年3月に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）（以下「改正法人税法」という。）により、連結納税制度が見直されグループ通算制度に移行する。

このため、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを明らかにすることを目的として実務対応報告第42号が公表された。

2. 範囲

実務対応報告第42号は、グループ通算制度を適用する企業の連結財務諸表及び個別財務諸表並びに連結納税制度から単体納税制度に移行する企業の連結財務諸表及び個別財務諸表に適用する。なお、実務対応報告第42号は、通算税効果額の授受を行うことを前提としており、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示については取り扱っていない（実務対応報告第42号3項）。

（結論の背景）

通算会社が申告納付を行う税額は、通算前所得に対して通算グループ内の他の通算会社との損益通算や欠損金の通算を行った後の課税所得を基に算定されたものであり、当該通算等による税額の減少額を通算税効果額として、通算会社間で金銭等の授受が行われることが想定されている（実務対応報告第42号37項）。

ただし、通算税効果額の授受は任意であり、実務上、通算税効果額の授受を行わない場合が生じるか否かが定かではないが、連結納税制度においては個別帰属額の授受を行っている場合が多いと考えら

れ、グループ通算制度においても一般的には通算税効果額の授受を行うことが想定される。また、通算税効果額の授受を行わない場合の取扱いの検討には一定の困難性があるものと考えられる。

よって、実務対応報告第42号においては通算税効果額の授受を行うことを前提として会計処理及び開示を定めており、通算税効果額の授受を行わない場合の会計処理及び開示については、連結納税制度における取扱いを踏襲するか否かも含め取り扱っていない。そのため、通算税効果額の授受を行わない場合の具体的な定めは存在せず、企業会計基準第24号「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」第4-3項に定める「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合」に該当することになると考えられる（実務対応報告第42号38項）。

3. 定義

実務対応報告第42号は企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（以下「法人税等会計基準」という。）、企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（以下「税効果適用指針」という。）、企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）と同様の用語を用いている（実務対応報告第42号4項）。そのうえで、グループ通算制度に特有の用語について定義を定めている。

（用語の定義）

- ▶ 「通算会社」とは、グループ通算制度を適用する企業をいう（実務対応報告第42号5項(1)）。
- ▶ 「特定繰越欠損金」とは、法人税法第64条の7第2項に規定する特定欠損金額をいい、グループ通算制度を適用する前に生じた税務上の繰越欠損金であって一定の要件を満たす場合にグループ通算制度適用後も控除可能な税務上の繰越欠損金をいう（実務対応報告第42号5項(7)）。
- ▶ 「損益通算」とは、法人税法第64条の5に規定する損益通算をいい、通算グループ内で通算前欠損金が生じている通算会社（以下「欠損会社」という。）の通算前欠損金の合計額を、通算前所得が生じている通算会社（以下「所得会社」という。）の通算前所得の合計額を限度として、所得会社の通算前所得の金額の比で配分し、所得会社において損金に算入するとともに、損金に算入された金額の合計額を欠損会社の通算前欠損金の金額の比で配分した額を、欠損会社において益金に算入することをいう（実務対応報告第42号5項(8)）。
- ▶ 「欠損金の通算」とは、法人税法第64条の7に規定する欠損金の通算をいい、通算グループ全体の

特定繰越欠損金以外の繰越欠損金の合計額を通算会社の損金算入限度額の比で配分した金額を、通算会社において損金に算入することなどをいう（実務対応報告第42号5項(9)）。

- ▶ 「通算税効果額」とは、法人税法第26条第4項に規定する通算税効果額をいい、損益通算、欠損金の通算及びその他のグループ通算制度に関する法人税法上の規定を適用することにより減少する法人税及び地方法人税の額に相当する金額として、通算会社と他の通算会社との間で授受が行われた場合に益金の額又は損金の額に算入されない金額をいう（実務対応報告第42号5項(10)）。
- ▶ 「投資簿価修正」とは、法人税法施行令第119条の3第5項等に従って、通算会社が保有する他の通算会社の株式等の帳簿価額について、当該他の通算会社が通算会社でなくなる時点において、当該他の通算会社の税務上の簿価純資産価額（税務上の資産の帳簿価額の合計額から税務上の負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額の合計額を減算した金額）との差額を加算又は減算することをいう（実務対応報告第42号5項(12)）。

4. 既存の会計基準等との関係

実務対応報告第42号の開発にあたっては、基本的な方針として、連結納税制度とグループ通算制度の相違点に起因する会計処理及び開示を除き、連結納税制度における実務対応報告第5号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）」（以下「実務対応報告第5号」という。）及び実務対応報告第7号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その2）」（以下「実務対応報告第7号」という。）また実務対応報告第5号と合わせて「実務対応報告第5号等」という。）等の会計処理及び開示に関する取扱いが踏襲されている（実務対応報告第42号40項）。

また、実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、法人税等会計基準又は「税効果会計に係る会計基準」（以下「税効果会計基準」という。）及び同注解、企業会計基準第28号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」（以下「企業会計基準第28号」という。）、税効果適用指針並びに回収可能性適用指針（以下、税効果会計基準及び同注解、企業会計基準第28号、税効果適用指針並びに回収可能性適用指針を合わせて「税効果会計基準等」という。）の定めに従うこととされており、グループ通算制度に特有の会計処理及び開示のみが示されている（実務対応報告第42号41項）。

(結論の背景)

グループ通算制度は、連結納税制度を見直したものであるが、連結納税制度が企業グループ全体を1つの納税単位とする制度であるのに対して、グループ通算制度は法人格を有する各法人を納税単位として、課税所得金額及び法人税額の計算並びに申告は各法人がそれぞれ行うこと（個別申告方式）が基本とされている。また、同時に企業グループの一体性に着目し、課税所得金額及び法人税額の計算上、企業グループをあたかも1つの法人であるかのように捉え、損益通算等の調整を行う仕組みとされている（実務対応報告第42号39項）。

このように、連結納税制度とグループ通算制度とでは、全体を合算した所得を基に納税申告を親法人が行うか、各法人の所得を基にそれらを通算した上で納税申告を各法人が行うかなどの申告手続は異なるが、企業グループの一体性に着目し、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な仕組みは同じであることから、グループ通算制度を適用する場合の実務対応報告第42号の開発にあたっては、基本的な方針として、連結納税制度とグループ通算制度の相違点に起因する会計処理及び開示を除き、連結納税制度における実務対応報告第5号等の会計処理及び開示に関する取扱いを踏襲することとしたとされている（実務対応報告第42号40項）。

5. 会計処理

(1) 法人税及び地方法人税に関する会計処理

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、法人税及び地方法人税に関する会計処理は、法人税等会計基準の定めに従う（実務対応報告第42号6項）。

また、個別財務諸表における損益計算書において、通算税効果額は当事業年度の所得に対する法人税及び地方法人税に準ずるものとして取り扱う（実務対応報告第42号7項）。

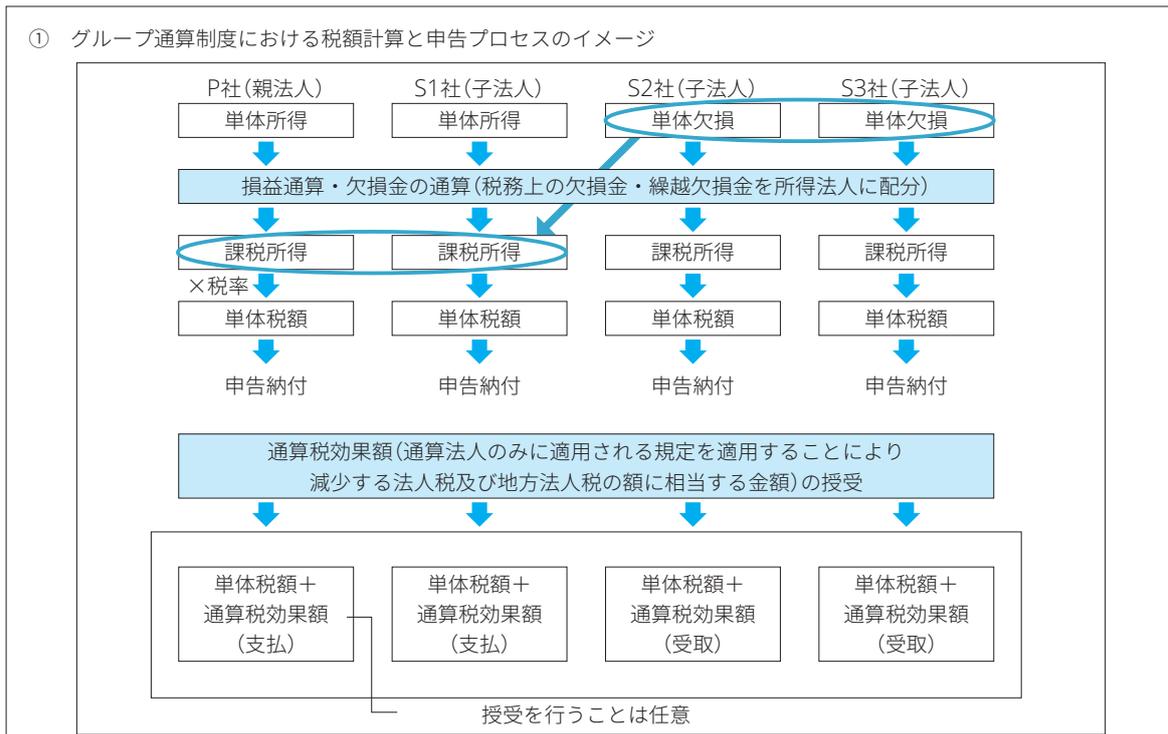
(結論の背景)

連結納税制度では、連結納税会社の個別帰属額が計算され各社に配分されており、実務対応報告第5号等では、個別帰属額を「法人税、住民税及び事業税」と同様に取り扱うこととしていた（実務対応報告第42号43項）。

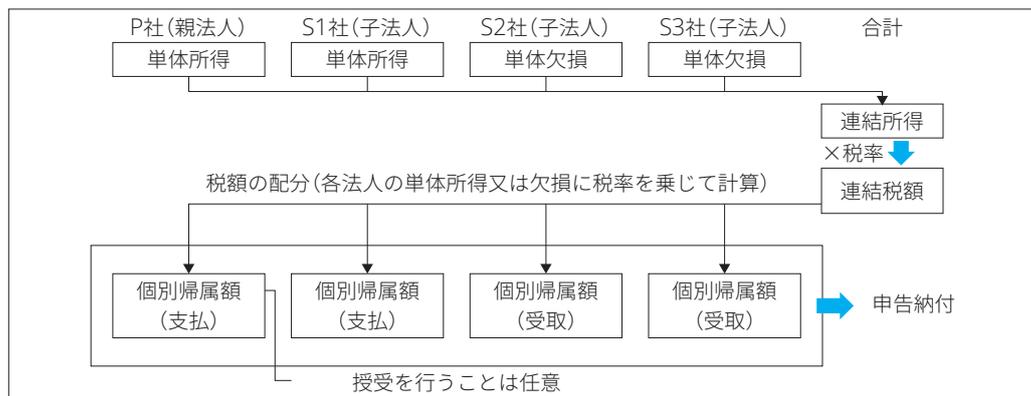
グループ通算制度における通算税効果額は、グループ通算制度を適用したことによる税額の減少額であり、令和2年度税制改正の財務省による解説において「個別帰属額と同様に法人税に相当する金額であることから、益金不算入・損金不算入とされている」とされている。

そのため、通算税効果額についても、連結納税制度における個別帰属額の取扱いを踏襲し、個別財務諸表における損益計算書において、当事業年度の所得に対する法人税及び地方法人税に準ずるものとして取り扱うこととしたとされている（実務対応報告第42号44項）。

【図表1 連結納税制度とグループ通算制度の比較】



② 連結納税制度における税額計算と申告プロセスのイメージ



上図のように、グループ通算制度と連結納税制度では、申告手続きは異なるが、企業グループの一体性に着目し、完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とする基本的な枠組みは同じである。

(出所: 2021年8月の実務対応報告第42号公表時における「公表にあたって」の「(別紙1) グループ通算制度を適用する場合の税額計算の概要」から一部加工。)

(2) 税効果会計に関する会計処理

① 基本的な取り扱い

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、税効果会計基準等の定めに従う (実務対応報告第42号8項)。

グループ通算制度の対象とされていない住民税及び事業税については、それぞれ法人税及び地方法人税とは区別して、税効果会計基準等を適用する (実務対応報告第42号8項)。

また、住民税の税額計算は、グループ通算制度によって算定された法人税額からグループ通算制度による影響を控除して算定するため、これを考慮して繰延税金資産の回収可能性の判断を行う (実務対応報告第42号8項)。

② 繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に用いる税率は税効果適用指針45項から49項の定めに従い、利益に関連する金額を課税標準とする税金の種類 (以下「税金の種類」という。) ごとに適用する税率を算定する (実務対応報告第42号9項)。

また、繰延税金資産の回収可能性が法人税及び地方法人税と事業税とで異なる場合又は繰延税金資産の回収可能性が住民税と事業税とで異なる場合で、かつ、回収可能性が異なることによる重要な影響がある場合には、その影響を考慮した税率で繰延税金資産の計算を行う (実務対応報告第42号9項)。

③ 法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産の回収可能性の判断

(a) 個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性 (基本的な考え方)

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、個別財務諸表における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠

損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断については、回収可能性適用指針6項から34項の定めに従う (実務対応報告第42号10項)。

(結論の背景)

連結納税制度を適用する場合の税効果会計について、実務対応報告第5号等では、個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断において個別帰属額を考慮することとしていた。

この点、グループ通算制度においても、通算税効果額を法人税及び地方法人税に準ずるものとして取り扱うこととしていることから、連結納税制度における取扱いを踏襲し、個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断にあたっては、他の通算会社からの通算税効果額を考慮することとしたとされている (実務対応報告第42号50項)。

(繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順)

繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順について、回収可能性適用指針11項(5)及び(6)を適用する際には、通算税効果額の影響を考慮して、次のとおり取り扱う (実務対応報告第42号11項)。

- ① 回収可能性適用指針11項(1)から(4)により将来加算一時差異の解消見込額と相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額については、まず、通算会社単独の将来の一時差異等加減算前通算前所得の見積額と解消見込年度ごとに相殺し、その後、損益通算による益金算入見積額と解消見込年度ごとに相殺する。
- ② ①で相殺し切れなかった将来減算一時差異の解消見込額については、解消見込年度の翌年度以降において、特定繰越欠損金以外の繰越欠損金として取り扱

われることから、実務対応報告第42号12項に従って、税務上の繰越欠損金の控除見込年度ごとの損金算入のスケジュールに従って回収が見込まれる金額と相殺する。

回収可能性適用指針11項また書き（期末に税務上の繰越欠損金を有する場合の取扱い）を適用する際には、特定繰越欠損金と特定繰越欠損金以外の繰越欠損金ごとに、その繰越期間にわたって、将来の課税所得の見積額（税務上の繰越欠損金控除前）に基づき、税務上の繰越欠損金の控除見込年度ごとに損金算入限度額計算及び翌期繰越欠損金額の算定手続に従って損金算入のスケジュールを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上する（実務対応報告第42号12項）。

（結論の背景）

グループ通算制度においては、課税所得の計算において、まず、(1)通算前所得が計算され、その後、(2)損益通算や(3)欠損金の通算を行って課税所得が計算されることから、連結納税制度における当該取扱いを踏襲し、期末における将来減算一時差異の解消見込額（将来加算一時差異の解消見込額との相殺後）を(1)一時差異等加減算前通算前所得の見積額、(2)損益通算による益金算入見積額の順に相殺し、相殺し切れなかった額は、(3)特定繰越欠損金以外の繰越欠損金として損金算入のスケジュールに従って回収が見込まれる金額と相殺することとしたとされている（実務対応報告第42号51項）。

【図表2 グループ通算制度における繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順のイメージ】

個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断においても、損益通算及び欠損金の通算の影響を考慮する

繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順	
<p>【将来減算一時差異の税効果】（実務対応報告第42号11項）</p> <p>① 将来減算一時差異の解消見込額</p> <p>② 将来加算一時差異の解消見込額</p> <p>③ ①と②を相殺</p> <p>④ 一時差異等加減算前通算前所得</p> <p>⑤ ③と④を相殺</p> <p>⑥ 損益通算による益金算入見積額</p> <p>⑦ ⑤と⑥で相殺しきれなかった額</p> <p>⑧ 特定繰越欠損金以外の繰越欠損金としての翌朝以降の回収見込額（12項に基づき判断）</p> <p>⑦-⑧回収不能額（評価性引当額）</p>	<p>【税務上の繰越欠損金の税効果】（実務対応報告第42号12項）</p> <p>① 特定繰越欠損金又はそれ以外の繰越欠損金</p> <p>② 繰越期間にわたる税務上の繰越欠損金の控除見込額</p> <p>①-②回収不能額（評価性引当額）</p>

（企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い）

個別財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断を行うにあたっての企業の分類について、回収可能性適用指針15項から32項を適用する際には、次のとおり取り扱う（実務対応報告第42号13項）。

- ① 通算グループ全体の分類と通算会社の分類をそれぞれ判定する。なお、通算グループ全体の分類は、実務対応報告第42号17項に従って判定し、通算会社の分類は、損益通算や欠損金の通算を考慮せず、自社の通算前所得又は通算前欠損金に基づいて判定する。
- ② 将来減算一時差異に係る繰延税金資産の回収可能性の判断については、通算グループ全体の分類が、通算会社の分類と同じか上位にある場合は、通算グループ全体の分類に応じた判断を行う。また、通算グループ全体の分類が、通算会社の分類の下位にある場合は、当該通算会社の分類に応じた判断を行う。
- ③ 税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断において、特定繰越欠損金以外の繰越欠損

金については通算グループ全体の分類に応じた判断を行う。

また、特定繰越欠損金については、損金算入限度額計算における課税所得ごとに、通算グループ全体の課税所得は通算グループ全体の分類に応じた判断を行い、通算会社の課税所得は通算会社の分類に応じた判断を行う。

（結論の背景）

連結納税制度における連結納税会社の分類の判定について、実務においては各社における個別所得額のみを用いて判定が行われていたものと考えられることから、グループ通算制度における通算会社の分類は、損益通算や欠損金の通算を考慮せず、自社の通算前所得又は通算前欠損金に基づいて判定することを明確にした（実務対応報告第42号52項）。

(b)連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性（基本的な考え方）

連結財務諸表における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性については、通算グループ全体について回収可能性適用指針6項から34項に従って判断を行い、個別財務諸表において計上した繰延税金資産の合計額との差額は、連結上修正する（実務対応報告第42号14項）。

（繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順）

連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順について、回収可能性適用指針11項を適用する際は以下の読み替えを行ったうえで、回収可能性の判断を行う（実務対応報告第42号15項）。

読み替え前	読み替え後
将来減算一時差異	通算グループ全体の将来減算一時差異の合計
将来加算一時差異	通算グループ全体の将来加算一時差異の合計
一時差異等加減算前課税所得の見積額	通算グループ全体の一時差異等加減算前課税所得の見積額の合計

連結財務諸表における繰延税金資産の回収可能性の判断に関する手順について、回収可能性適用指針11項(6)及び同項また書きを適用する際には、実務対応報告第42号12項（個別財務諸表における回収可能性適用指針11項また書きの適用に関する取扱い）と同様に取り扱い、特定繰越欠損金と特定繰越欠損金以外の繰越欠損金ごとに損金算入のスケジュールリングを行い、回収が見込まれる金額を繰延税金資産として計上する（実務対応報告第42号16項）。

（企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い）

連結財務諸表における通算グループ全体の企業の分類の判断においては、回収可能性適用指針15項から32項における「一時差異等」や「課税所得」、「税務上の欠損金」、「一時差異等加減算前課税所得」等の通算会社ごとに生じる項目は、その合計が通算グループ全体で生じるものとして取り扱い、通算グループ全体の分類を判断する（実務対応報告第42号17項）。

また、税務上の繰越欠損金に係る繰延税金資産の回収可能性の判断については、実務対応報告第42号13項(3)（個別財務諸表における取扱い）と同様に取り扱う（実務対応報告第42号17項）。

（c）未実現損益の消去に係る一時差異の取扱い

連結財務諸表における未実現損益の消去に係る連結財務諸表固有の一時差異については、税効果適用指針34項から37項に従って処理する（実務対応報告第42号18項）。

ただし、繰延税金資産及び繰延税金負債の計上対象となる法人税及び地方法人税に係る未実現損益の消去に係る一時差異の上限について、以下のように読み替えて適

用する（実務対応報告第42号18項）。

読み替え前	読み替え後
売却元の連結会社の売却年度における課税所得（税効果適用指針35項）	通算グループ全体の課税年度における課税所得の合計
売却元の連結会社の売却年度における当該未実現損失に係る税務上の損金を算入する前の課税所得（税効果適用指針36項）	通算グループ全体の課税年度における当該未実現損失に係る税務上の損金を計上する前の課税所得の合計

（d）投資簿価修正に関する取扱い

投資簿価修正による期末時点における他の通算会社の株式等の帳簿価額と税務上の簿価純資産価額との差額は、一時差異と同様に取り扱い、次のように処理する（実務対応報告第42号19項）。

（個別財務諸表上の取扱い）

① 税務上の簿価純資産価額が他の通算会社の株式等の帳簿価額を上回り、投資簿価修正によって、当該帳簿価額が増額修正される場合（下記③の場合を除く）、当該増額修正される部分については、次のいずれも満たす場合、繰延税金資産を計上する。

- ▶ 予測可能な将来の期間に、他の通算会社の株式等の売却等（投資簿価修正が行われる場合に限る。以下同じ。）を行う意思決定又は実施計画が存在する場合
- ▶ 回収可能性適用指針に従って、当該繰延税金資産の回収可能性がある判断される場合

② 税務上の簿価純資産価額が他の通算会社の株式等の帳簿価額を下回り、投資簿価修正によって、当該帳簿価額が減額修正される場合（下記③の場合を除く）、当該減額修正される部分については、次のいずれも満たす場合を除き、繰延税金負債を計上する。

- ▶ 他の通算会社に対する株式等の売却等を、当該株式等を保有する会社自身で決めることができる場合
- ▶ 予測可能な将来の期間に、他の通算会社の株式等の売却等を行う意思がない場合

③ 他の通算会社の株式等について評価損（グループ通算制度の適用前に当該株式等について行った評価損を含む。）を計上している場合で、当該評価損に係る繰延税金資産を計上したときには、他の通算会社の株式等の評価損計上前の帳簿価額と税務上の簿価純資産価額との差額について税効果を合わせて認識する。また、当該評価損に係る繰延税金資産を計上していない場合で、税務上の簿価純資産価額が他の通

算会社の株式等の評価損計上前の帳簿価額を下回る
とき（当該下回る部分が評価損に係る将来減算一時
差異の範囲内である場合に限る。）は、当該下回る部
分に係る繰延税金負債を認識しない。

（連結財務諸表上の取扱い）

連結財務諸表においては、個別財務諸表における前項
の会計処理によって計上した繰延税金資産及び繰延税金
負債を取り崩した上で、連結貸借対照表における通算子
会社に対する投資の連結貸借対照表上の価額と税務上の
簿価純資産価額との差額を連結財務諸表固有の一時差異
と同様に取り扱い、税効果適用指針20項から23項に従
って処理する（実務対応報告第42号20項）。

（結論の背景）

投資簿価修正は、株式等の売却等を行う時点にお
いて税務上の投資簿価を修正するものであり、売却
等を行う時点までの間は税務上の帳簿価額が修正さ
れるものではないことから、投資簿価修正による影
響は売却等を行う時点までの間は税効果適用指針4
項(3)における「一時差異」には該当しないものと
考えられる。

しかし、連結納税制度では、実務対応報告第 5
号等において、売却等によって解消するときにその
年度の課税所得を増額又は減額する効果を有するこ
とから、一時差異と同様に取り扱うものとしていた。

グループ通算制度においては、投資簿価修正の方
法が税務上の簿価純資産価額との差額を加算又は減
算する方法に変更されているが、売却等によってそ
の年度の課税所得を増額又は減額する効果を有する
点は同様であることから、連結納税制度における取
扱いを踏襲し、期末時点における他の通算会社の株
式等の帳簿価額と税務上の簿価純資産価額との差額
を、一時差異と同様に取り扱うこととしたとされて
いる（実務対応報告第42号55項）。

（e）適用時、加入時及び離脱時の取扱い

（適用時の取扱い）

グループ通算制度を新たに適用する場合には、グルー
プ通算制度の適用の承認があった日又は承認があったも
のとみなされた日の前日を含む連結会計年度及び事業年
度（四半期会計期間を含む。）の連結財務諸表及び個別
財務諸表から、翌年度よりグループ通算制度を適用する
ものとして、税効果会計を適用する（実務対応報告第
42号21項）。

ただし、適用の承認を受けていない場合であっても、
翌年度よりグループ通算制度を適用することが明らかな
場合であって、かつ、グループ通算制度に基づく税効果
会計の会計処理が合理的に行われると認められる場合に
は、これらを満たした時点を含む連結会計年度及び事業
年度（四半期会計期間を含む。）の財務諸表から、翌年

度よりグループ通算制度を適用するものと仮定して、税
効果会計を適用することができる（実務対応報告第42
号21項）。

（加入時の取扱い）

株式の取得等によって、新たに通算子会社となる（以
下「加入」という。）企業がある場合、次のように取り
扱う（実務対応報告第42号22項）。

<p>加入前の時点で 連結子会社であ る企業が、新た に通算子会社と なる場合</p>	<p>当該企業を将来、通算子会社とする ことについての意思決定がなされ、か つ、実行される可能性が高いと認めら れる場合には、これらを満たした時点 を含む連結会計年度及び事業年度（四 半期会計期間を含む。）の連結財務諸 表及び個別財務諸表から、その影響を 考慮して税効果会計を適用する。</p>
<p>加入前の時点で 連結子会社でな い企業が、新た に通算子会社と なる場合</p>	<p>通算子会社となった時から、その影 響を考慮して税効果会計を適用する。 ただし、通算子会社となることによ って、税務上の繰越欠損金の引継制限 や特定資産に係る譲渡等損失額の損金 算入制限が課される場合で、通算子会 社となる可能性が高く、かつ、当該企 業においてもその事実が明らかになっ ていると認められる場合には、これら を満たした時点を含む事業年度（四半 期会計期間を含む。）の個別財務諸表 から、損金算入が見込まれない税務上 の繰越欠損金及び特定資産に係る将来 減算一時差異について繰延税金資産の 回収可能性はないものとする。</p>

（離脱時の取扱い）

株式の売却等によって、通算子会社でなくなる（以下
「離脱」という。）企業がある場合であって、将来、通算
子会社でなくなることについての意思決定がなされ、か
つ、実行される可能性が高いと認められる場合には、こ
れらを満たした時点を含む連結会計年度及び事業年度
（四半期会計期間を含む。）の連結財務諸表及び個別財務
諸表から、その影響を考慮して税効果会計を適用する
（実務対応報告第42号23項）。

6. 開示

（1）表示

① 法人税及び地方法人税に関する表示

実務対応報告第42号に定めのあるものを除き、法人
税及び地方法人税に関する表示は、法人税等会計基準の
定めに従う（実務対応報告第42号24項）。

通算税効果額は、法人税及び地方法人税を示す科目に
含めて、個別財務諸表における損益計算書に表示する。

また、通算税効果額に係る債権及び債務は、未収入金
や未払金などに含めて個別財務諸表における貸借対照表
に表示する（実務対応報告第42号25項）。

② 繰延税金資産及び繰延税金負債に関する表示

個別財務諸表における表示	通算会社で計上した繰延税金資産及び繰延税金負債の表示は、税効果会計基準等の定めに従う（実務対応報告第42号26項）。
連結財務諸表における表示	法人税及び地方法人税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債は、企業会計基準第28号2項の定めによらず、通算グループ全体の繰延税金資産の合計と繰延税金負債の合計を相殺して、連結貸借対照表の投資その他の資産の区分又は固定負債の区分に表示する（実務対応報告第42号27項）。

(2) 注記事項

① 実務対応報告第42号の適用に関する注記

グループ通算制度の適用により、実務対応報告第42号に従って法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理を行っている場合には、その旨を下記②の注記の内容とあわせて注記する（実務対応報告第42号28項）。

② 税効果会計に関する注記

連結財務諸表及び個別財務諸表における税効果会計基準第四及び企業会計基準第28号3項に定める注記は、法人税及び地方法人税と住民税及び事業税を区分せずに、これらの税金全体で注記する（実務対応報告第42号29項）。

（税効果会計基準第四及び企業会計基準第28号3項に定める注記）

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳
- 税引前当期純利益又は税金等調整前当期純利益に対する法人税等（法人税等調整額を含む。）の比率と法定実効税率との間に重要な差異があるときは、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
- 税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額
- 決算日後に税率の変更があった場合には、その内容及びその影響

③ 連帯納付義務に関する注記

通算会社が負っている連帯納付義務については、偶発債務としての注記を要しない（実務対応報告第42号30項）。

7. 適用時期等

① 適用時期

実務対応報告第42号は、2022年4月1日以後に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。

ただし、税効果会計に関する会計処理及び開示については、2022年3月31日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の期末の連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができる（実務対応報告第42号31項）。

② 経過措置等

連結納税制度を適用している企業がグループ通算制度に移行する場合、実務対応報告第42号の適用は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に該当するが、会計方針の変更による影響はないものとみなす。また、会計方針の変更に関する注記は要しない（実務対応報告第42号32項(1)）。

単体納税制度を適用している企業が2022年4月1日以後最初に開始する連結会計年度及び事業年度の期首からグループ通算制度に移行する場合の実務対応報告第42号に基づく税効果会計の適用時期については、21項の定め（適用時の取扱い）によらず、31項に定める時期から適用する（実務対応報告第42号32項(2)）。

連結納税制度を適用している企業が単体納税制度に移行する場合、31項の定め（適用時期の定め）にかかわらず、グループ通算制度を適用しない旨の届出書を提出した日の属する会計期間（四半期会計期間を含む。）から、2022年4月1日以後最初に開始する事業年度より単体納税制度を適用するものとして税効果会計を適用する（実務対応報告第42号33項）。

II 企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年改正）

1. 公表の経緯・目的

ASBJは、2019年7月4日に公表した企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）で経過措置を定めていた投資信託の時価の算定に関する取扱いと、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記の取扱いについて審議を行い、2021年6月17日に改正時価算定適用指針を公表した。

2. 投資信託の時価の算定に関する取扱い

改正時価算定適用指針では、投資信託（契約型及び会社型の双方の形態を含む。以下同じ。）について、投資信託財産が金融商品であるものと不動産であるものとに分けて取扱いが定められている。

(1) 投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱い

投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下合わせて「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする（以下「基準価額を時価とする取扱い」という。）。ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない（改正時価算定適用指針24-2項）。

また、投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、次のいずれかに該当するときは、基準価額を時価とみなすことができる（以下「基準価額を時価とみなす取扱い」という。）（改正時価算定適用指針24-3項）。

- ▶ 当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に従い作成されている場合
- ▶ 当該投資信託の財務諸表がIFRS及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めがIFRS第13号「公正価値測定」又はAccounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）のTopic 820「公正価値測定」と概ね同等であると判断される場合
- ▶ 当該投資信託の投資信託財産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合

ここで、上記の「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」の重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行い、例えば、次のような制限のみがある場合はこれに該当しない（改正時価算定適用指針24-4項）。

- ▶ 条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限（金融商品取引所の取引停止などやむを得ない事情がある場合のみ、一部解約等を制限する場合など）
- ▶ 解約に応じる投資信託委託会社の事務手続の便宜のための最低解約額の設定
- ▶ 解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い（例えば、1か月程度）もの

(結論の背景)

市場における取引価格が存在せず、一般に基準価額による解約等が主要な清算手段となっている投資信託については、投資信託の購入及び解約等の際の基準となる基準価額を出口価格として取り扱うことができることを考え、投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額も時価となることを示したとされている（改正時価算定適用指針49-2項）。

一方、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、投資信託財産の評価額の合計額を投資信託の総口数で割った一口当たりの価額である基準価額が時価となるわけではなく、基準価額を基礎として時価を算定する場合には何らかの調整が必要になるものと考えられる。

ここで、基準価額に対して調整を行うことを求めた場合、投資信託が業種を問わず広く保有されていることを踏まえると、その影響も広範囲にわたることが予想され、実務的な対応に困難を伴うことが想定される。

そのため、投資信託財産が金融商品である投資信託の解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、一定の要件に該当するときは、基準価額を時価とみなすことができるとしたとされている（改正時価算定適用指針49-3項）。

なお、海外の法令に基づいて設定された投資信託に対して「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用する際、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができる（改正時価算定適用指針24-5項）。

また、第三者から入手した相場価格の利用（時価算定適用指針18項）については、「基準価額を時価とする取扱い」を適用する場合、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当該基準価額により解約等ができることで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる。さらに、「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用する場合、その適用要件に該当することで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとみなすことができる（改正時価算定適用指針24-6項）。

(第三者から入手した相場価格の利用)

取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格が会計基準に従っ

て算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができる。

資産又は負債の取引の数量又は頻度が当該資産又は負債に係る通常の市場における活動に比して著しく低下していると判断した場合には、第三者から入手した相場価格が秩序ある取引を反映した現在の情報に基づいているかどうか又は市場参加者の仮定を反映した評価技法に基づいているかどうかを評価して、当該価格を時価の算定に考慮する程度について判断する（改正時価算定適用指針18項）。

(2) 投資信託財産が不動産である投資信託の取扱い

投資信託財産が不動産である投資信託については、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする（以下「基準価額を時価とする取扱い」という。）。ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない（改正時価算定適用指針24-8項）。

また、投資信託財産が不動産である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、基準価額を時価とみなすことができる（以下「基準価額を時価とみなす取扱い」という。）。なお、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用する（改正時価算定適用指針24-9項）。

ここで、上記の「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」の重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行い、これに該当しない例は投資信託財産が金融商品である投資信託の場合と同様である（本稿II.2.（1）参照）（改正時価算定適用指針24-10項）。

(結論の背景)

投資信託財産が不動産である投資信託であったとしても、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に通常は金融投資目的で保有される金融資産であると考えられ、時価をもって貸借対照表価額とすることは、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながるものと考えられる。

これらを踏まえ、市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）に従い、一律に時価をもって貸借対照表価額とすることで会計処理を統一することとしたとされている（改正時価算定適用指針49-10項）。

これを踏まえ、投資信託財産が不動産である投資信託についても市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額も時価となることを示したとされている（改正時価算定適用指針49-11項）。

また、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、基準価額に何らかの調整が必要になるものと考えられる。この点、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様の理由により、基準価額を時価とみなすことができるとしたとされている。

その際、基準価額は時価の算定日に算定されるものを使用することが原則と考えられるが、投資信託財産が不動産である投資信託は、基準価額の算定頻度が低く、時価の算定日における基準価額がない場合が考えられる。この場合、たとえ時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短いとは言えないとしても、取得原価より直近の基準価額の方が有用な情報と考えられるため、投資信託財産が不動産である投資信託については、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用することとしたとされている（改正時価算定適用指針49-12項）。

なお、第三者から入手した相場価格の利用（時価算定適用指針18項）については、「基準価額を時価とする取扱い」を適用する場合、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当該基準価額により解約等ができることで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる。さらに、「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用する場合、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとの判断は要しない（改正時価算定適用指針24-11項）。

(3) 投資信託財産が金融商品である投資信託及び投資信託財産が不動産である投資信託の共通の取扱い

投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合、投資信託財産が金融商品である投資信託又は投資信託財産が不動産である投資信託のどちらの取扱いを適用するかは、投資信託財産に含まれる主要な資産等によって判断する（改正時価算定適用指針24-13項）。

また、投資信託財産が不動産の信託に係る受益権である場合は、信託財産たる不動産そのものが投資信託財産であるのと同様に取り扱う（改正時価算定適用指針24-14項）。投資信託の解約等を行う際に投資家が負担する信託財産留保額は、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めない（改正時価算定適用指針24-15項）。

(4) 「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託に関する注記

「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）4項に定める事項（金融商品の時価等に関する事項）を他の金融商品と合わせて注記したうえで、「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託が含まれている旨を併せて注記する。また、金融商品時価開示適用指針5-2項に定める事項（金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項）を注記しないこととし、その場合、次の事項を注記する（改正時価算定適用指針24-7項、24-12項）。

投資信託財産が金融商品である投資信託における注記（改正時価算定適用指針24-7項）	(1)「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記していない旨 (2)「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額 (3)(2)の合計額が重要性に乏しい場合を除き、(2)の期首残高から期末残高への調整表 (4)(2)の合計額に重要性に乏しい場合を除き、(2)の時価の算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳
投資信託財産が不動産である投資信託における注記（改正時価算定適用指針24-12項）	(1)「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用しており、時価のレベルごとの内訳等に関する事項を注記していない旨 (2)「基準価額を時価とみなす取扱い」を適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額 (3)(2)の合計額に重要性に乏しい場合を除き、(2)の期首残高から期末残高への調整表

3. 貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱い

貸借対照表に持分相当額を純額で計上している組合等の出資については、金融商品時価開示適用指針4項(1)に定める事項の注記（金融商品の時価等に関する事項のうち、原則として金融商品の科目ごとに貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額の注記）を要しないこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示適用指針4項(1)の注記に併せて、次の事項を注記する（改正時価算定適用指針24-16項）。

(1)時価の注記を要しないとする取扱い（改正時価算定適用指針24-16項）を適用しており、時価の注記を行っていない旨

(2)時価の注記を要しないとする取扱い（改正時価算定適用指針24-16項）を適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額

4. 適用時期

改正時価算定適用指針は2022年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する（改正時価算定適用指針25-2項）。

III 実務対応報告公開草案第64号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」

ASBJは、2023年2月8日に、実務対応報告公開草案第64号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。また、本公開草案が基準として公表された場合の実務対応報告を「本実務対応報告」という。）を公表した（コメント期限は2023年3月3日）。

1. 公表の経緯・目的

令和5年税制改正において、グローバル・ミニマム課税に対応する法人税が創設される予定であり、それに係る規定（以下「グローバル・ミニマム課税制度」という。）を含めた税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第X号））（以下「改正法人税法」という。また、改正法人税法が成立した日を、以下「改正法人税法の成立日」という。）案が第211回通常国会に提出されている。

グローバル・ミニマム課税制度では、当該制度に基づいた基準税率（15%）までの上乗せ税額（以下「上乗せ税額」という。）は、多国籍企業グループを構成する事業体等について国別に算定した実効税率が基準税率を下回る場合、国別に集計された純所得に対する基準税率に至るまでの税額を、親会社等がその所在地国の税務当局に支払う。

改正法人税法が成立した場合、グローバル・ミニマム課税制度の施行日以後においてその適用が見込まれる企業は、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算（四半期（連結）決算を含む。）において、グローバル・ミニマム課税制度を前提として税効果会計を適用するか否かを検討する必要があるが、その対応については実務上困難であるとの意見が聞かれたことから、ASBJにおいて改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算（四半期（連結）決算を含む。）に係る税効果会計の適用に関して

必要と考えられる当面の取扱いが検討され、2023年2月8日に本公開草案が公表されている。

2. 範囲

本公開草案では、本実務対応報告を税効果会計基準が適用される連結財務諸表及び個別財務諸表に適用することが提案されている（本公開草案2項）。

(結論の背景)

本実務対応報告を適用する範囲について、改正法人税法では、グローバル・ミニマム課税制度の適用は2024年4月1日以後開始する事業年度からとされており、その課税の範囲は企業グループ等のうち、各対象会計年度の直前の4対象会計年度のうち2以上の対象会計年度の総収入金額が7億5,000万ユーロ相当額以上であるもの等とされている。そのため、特例的な取扱いの対象は、決算日において、グローバル・ミニマム課税制度の施行日以後その適用が見込まれる企業とすることも考えられた。しかしながら、審議の過程において、本実務対応報告は、税効果適用指針の定めにかかわらず、特例的な取扱いを定めるものであるが、グローバル・ミニマム課税制度の施行日以後その適用が見込まれるか否かの判断について、企業が適時にかつ適切に行えるか懸念があるとの意見が聞かれた。こうした意見を踏まえ、本実務対応報告を適用する範囲については税効果会計基準が適用される連結財務諸表及び個別財務諸表に適用することとし、グローバル・ミニマム課税制度の適用が見込まれるか否かについての判断を企業に求めないこととしたとされている（本公開草案7項）。

3. 会計処理

本公開草案では、ASBJが本実務対応報告の適用を終了するまでの間、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算（四半期（連結）決算を含む。）における税効果会計の適用にあたっては、税効果適用指針の定めにかかわらず、グローバル・ミニマム課税制度の影響を反映しないこととすることが提案されている（本公開草案3項）。

なお、本公開草案の取扱いは、原則的な取扱いに対する特例的な取扱いであり、企業が原則的な取扱いを適用することを妨げるものではないことから、特例的な取扱いを選択適用とすることも検討されていたが、企業間の比較可能性等の観点から、特例的な取扱いを一律に適用することが提案されている（本公開草案13項）。

(結論の背景)

税効果適用指針44項の定めに基づけば、グロー

バル・ミニマム課税制度の対象となることが見込まれる企業においては、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算（四半期（連結）決算を含む。）において、グローバル・ミニマム課税制度を前提とした税効果会計を適用すべきか否かを検討する必要がある（本公開草案8項）。

また、税効果会計基準第一では、税効果会計は、利益に関連する金額を課税標準とする税金を対象として認識するものとされている。

ここで、グローバル・ミニマム課税制度に基づいた基準税率（15%）までの上乗せ税額は、多国籍企業グループを構成する事業体等について国別に算定した実効税率が基準税率を下回る場合、国別に集計された純所得に対する基準税率に至るまでの税額を、親会社等がその所在地国の税務当局に支払うものである。そのため、上乗せ税額の課税の源泉となる純所得（利益）が生じる企業と、納税義務が生じる企業が相違することとなり、このような場合、現行の枠組みにおいて税効果会計を適用すべきか否かが、税効果会計基準及び税効果適用指針等において明らかではないと考えられる（本公開草案9項）。

また、仮に税効果会計を適用する場合、グローバル・ミニマム課税制度に基づく税効果会計の会計処理については、次の点が明らかではないと考えられる（本公開草案10項）。

- (1) グローバル・ミニマム課税制度の適用によって、企業が、既存の税法の下で認識した繰延税金資産又は繰延税金負債を見直す必要があるかどうか
- (2) 上乗せ税額を加味すると、税効果会計に使用する税率がどのような影響を受けるか
- (3) グローバル・ミニマム課税制度に基づき、追加的な一時差異を認識すべきかどうか

このように、グローバル・ミニマム課税制度に基づく税効果会計の取扱いについては、その考え方が必ずしも明らかではないことに加え、実務上の負担も想定されることから、改正法人税法の成立日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の決算（四半期（連結）決算を含む。）において、グローバル・ミニマム課税制度の適用を前提とした税効果会計を適用することは困難であると考えられる（本公開草案11項）。

4. 開示

本公開草案では、特別な開示を求める提案はされていない。これは、企業がグローバル・ミニマム課税制度の施行日以後その適用が見込まれるか否かの判断を適時にかつ適切に行うことについて懸念があるとの意見が聞かれているためとされている（本公開草案15項）。

(結論の背景)

国際会計基準審議会 (IASB) が、2023年1月に公表したIASB公開草案「国際的な税制改革—第2の柱モデルルール (IAS第12号の修正案)」においては、経済協力開発機構 (OECD) が公表した第2の柱モデルルールの適用から生じる繰延税金資産及び繰延税金負債の会計処理に関して、国際会計基準 (IAS) 第12号「法人所得税」の要求事項からの一時的な例外を設け、一定の事項の開示を提案しているが、本実務対応報告は主として2023年3月期決算に向けた短期的な対応をその目的としていることから、開示については求めないこととしたとされている。(本公開草案6項)。

5. 適用時期

本実務対応報告は、公表日以後適用することが提案されている (本公開草案4項)。なお、本公開草案は、第211回通常国会に提出されている「所得税法等の一部を改正する法律」案が法律として成立した後に本実務対応報告を公表することを前提としており、仮にグローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法が2023年3月31日までに成立した場合には、成立後、2023年3月31日までに本実務対応報告を公表することが想定されている (本公開草案と同時に公表されている「コメントの募集及び本公開草案の概要」参照。)

IV 実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」

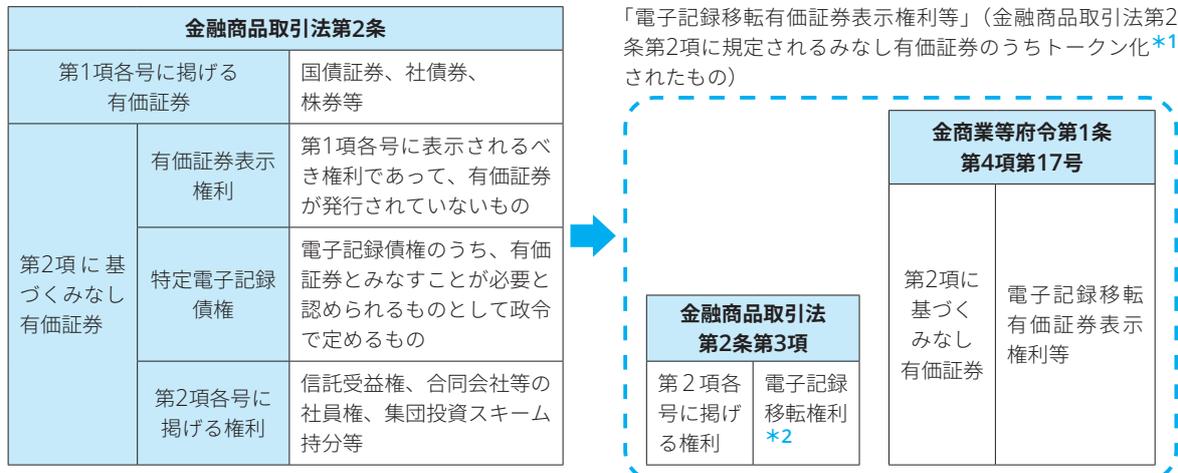
ASBJは、2022年8月26日に、実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」(以下「実務対応報告第43号」という。)を公表した。

1. 公表の経緯・目的

2019年5月に成立した「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)により、金融商品取引法が改正され、いわゆる投資性ICO (Initial Coin Offering。企業等がトークン (電子的な記録・記号) を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称である。) は金融商品取引法の規制対象とされ、各種規定の整備が行われた。

こうした状況を踏まえ、ASBJは、金融商品取引業等に関する内閣府令 (以下「金商業等府令」という。) における電子記録移転有価証券表示権利等の発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討を行い、実務対応報告第43号を公表した。

【図表3 金融商品取引法第2条と実務対応報告第43号の適用対象となる「電子記録移転有価証券表示権利等」の関係】



*1 電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値 (電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。)に表示されるもの

*2 第2項各号に掲げる権利がトークン化されたものであっても、流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定めるもの (適用除外電子記録移転権利) は含まれない

2. 範囲及び用語の定義

実務対応報告第43号は、株式会社が金商業等府令第1条第4項第17号に規定される「電子記録移転有価証券表示権利等」を発行又は保有する場合の会計処理及び開示を対象とする（実務対応報告第43号2項）。

ここで、「電子記録移転有価証券表示権利等」とは、金商業等府令第1条第4項第17号に規定される権利をいい、金融商品取引法第2条第2項に規定される有価証券とみなされるもの（以下「みなし有価証券」という。）のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものをいう（実務対応報告第43号3項(1)）。

金融商品取引法における有価証券と、実務対応報告第43号の対象となる電子記録移転有価証券表示権利等の関係の概要は【図表3】を参照されたい。

(結論の背景)

株式会社以外の信託、持分会社、民法上の任意組合、商法上の匿名組合、投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合（以下合わせて「会社に準ずる事業体等」という。）による電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理については、電子記録移転有価証券表示権利等と従来のみなし有価証券（電子記録移転有価証券表示権利等に該当しないみなし有価証券を指す。以下同じ。）の権利の内容は同一であると考えられることから、会社に準ずる事業体等による電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理を検討するにあたっては、会社に準ずる事業体等が従来のみなし有価証券を発行又は保有する場合の会計処理を参考にすることが考えられるが、会社に準ずる事業体等の会計処理は、関係法令又は実務によっており、会計基準上、必ずしも明らかではない（実務対応報告第43号25項）。

そのため、会社に準ずる事業体等による電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理を定める場合、会社に準ずる事業体等における従来のみなし有価証券の発行及び保有の会計処理を明らかにする必要があると考えられるが、その場合、電子記録移転有価証券表示権利等の会計処理を取り扱うとする本プロジェクトの範囲を超えて基準開発が行われることとなる。したがって、可能な限り早期に実務対応報告第43号を公表し利害関係者のニーズに資するという便益を優先し、実務対応報告第43号においては株式会社による発行及び保有の会計処理のみを検討の対象とすることとしたとされている（実務対応報告第43号26項）。

なお、電子記録移転有価証券表示権利等は、今後どのように取引が発展していくかは現時点では予測することが困難であるため、次の論点については2022年3月15日に公表された「資金決済法上の暗

号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」の中で関係者から意見を募集し、そこでの要望に基づき別途の対応を図ることの可否を検討することとされていた。

- (1) 会社に準ずる事業体等における発行及び保有の会計処理
- (2) 株式又は社債を電子記録移転有価証券表示権利等として発行する場合に財又はサービスの提供を受ける権利が付与されるとき会計処理
- (3) 暗号資産建の電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理
- (4) 組合等への出資のうち電子記録移転権利に該当する場合の保有の会計処理

検討の結果、(4)の論点については現時点でその取引量が少なく市場性の有無が不明確であること、それ以外の論点に関しても、電子記録移転有価証券表示権利等に関する取引が今後どのように発展していくかを予測することが現時点では依然として困難であると考えられたため、早期に会計基準を開発することを優先する観点から、これらの論点については実務対応報告第43号では取り扱わないこととされた（実務対応報告第43号23項）。

3. 会計処理

(1) 会計処理の基本的な考え方

電子記録移転有価証券表示権利等は、金融商品取引法において、金融商品取引法第2条第2項に規定されるみなし有価証券のうち、当該権利に係る記録又は移転の方法その他の事情等を勘案し、内閣府令で定めるものとされており、金商業等府令では、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合に該当するものとされている。

電子記録移転有価証券表示権利等は、その定義上、その発行及び保有がいわゆるブロックチェーン技術等を用いて行われる点を除けば、従来のみなし有価証券と同様であり、電子記録移転有価証券表示権利等は従来のみなし有価証券と権利の内容は同一と考えられるため、実務対応報告第43号では、電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理は、基本的に従来のみなし有価証券を発行及び保有する場合の会計処理と同様に取引扱うとされている（実務対応報告第43号27項）。

(2) 電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理

電子記録移転有価証券表示権利等を発行する場合、【図表4】のとおり、その発行に伴う払込金額を負債、株主資本又は新株予約権として会計処理を行う（実務対応報告第43号4項）。

【図表4 電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理】

払込金額が負債に区分される場合（実務対応報告第43号5項）	金融負債として、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）7項の定めに従って発生の認識を行い、その金額は金融商品会計基準26項、又は36項、38項(1)及び企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「複合金融商品適用指針」という。）の定めに従う。
払込金額が株主資本又は新株予約権に区分される場合（実務対応報告第43号6項）	その内訳項目は企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（以下「純資産会計基準」という。）5項及び6項の定めに従い、その金額は、会社法第445条及び第446条の規定、又は金融商品会計基準36項、38項(2)及び複合金融商品適用指針の定めに従う。

(注) 有価証券を発行した場合、払込金額が負債となるのか株主資本となるのかについての明確な会計基準は存在せず、有価証券の法的形式等を勘案して、実務上の対応が行われていると考えられる。したがって、電子記録移転有価証券表示権利等を発行した場合の払込金額の区分についても、特段の定めを置かないこととしたとされている。この場合、現行の実務を参考にすることが考えられる（実務対応報告第43号30項）。

(結論の背景)

ここで、一部の信託受益権（金融商品取引法第2条第2項第1号及び第2号に該当するもの）については、金融商品取引法上の有価証券に該当するものの、金融商品会計基準及び日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。また、以下、金融商品会計基準及び金融商品実務指針を合わせて「金融商品会計基準等」という。）、有価証券として取り扱われない場合がある。そのため、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するこれらの一部の信託受益権について、受託者による信託の会計処理が問題となるが、実務対応報告第43号では株式会社による会計処理のみを定めることとしたため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等の発行の会計処理は取り扱っていない（実務対応報告第43号29項）。

(3) 電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理

金融商品取引法上の有価証券について、金融商品会計基準等上、有価証券として取り扱われるものと有価証券として取り扱われないものがある（金融商品実務指針8項及び58項）。

電子記録移転有価証券表示権利等の保有においては、金融商品会計基準等上、有価証券として取り扱われない信託受益権のうち、電子記録移転有価証券表示権利等に該当するものを株式会社が保有する場合も想定される。そのため、上述の発行の場合とは異なり、実務対応報告第43号において、電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理については、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合と該当しない場合に分けて定められている（実務対応報告第43号7項及び32項）。

① 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合

実務対応報告第43号では、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理について【図表5】のとおり会計処理することが定められている。

【図表5 金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合の保有の会計処理】

発生及び消滅の認識（実務対応報告第43号8項）	金融商品会計基準7項から9項及び金融商品実務指針の定めに従って行う。 ただし、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約について、契約を締結した時点から電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点までの期間が短期間である場合、契約を締結した時点で買手は電子記録移転有価証券表示権利等の発生を認識し、売手は電子記録移転有価証券表示権利等の消滅を認識する。
貸借対照表価額の算定及び評価差額に係る会計処理（実務対応報告第43号9項）	金融商品会計基準15項から22項及び金融商品実務指針の定めに従って行う。

約定日に相当する時点等の考え方については、以下のように定められている。

約定日に相当する時点	電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約を締結した時点を金融商品実務指針における約定日に相当する時点とする。なお、約定日が明確である場合には、当該約定日が売買契約を締結した時点に該当すると考えられる（実務対応報告第43号38項）。
受渡日に相当する時点	電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点を金融商品実務指針における受渡日に相当する時点とする。なお、電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点は、個々の権利ごとの根拠法に基づき判断することが考えられるが、受渡日が明確である場合には、当該受渡日を電子記録移転有価証券表示権利等が移転した時点として取り扱うことが考えられる（実務対応報告第43号39項）。
約定日に相当する時点から受渡日に相当する時点までの期間	約定日に相当する時点から受渡日に相当する時点までの期間が短期間かどうかは、我が国の上場株式における受渡しに係る通常の期間と概ね同期間かそれより短い期間であるかどうかに基づいて判断することが考えられる（実務対応報告第43号42項）。

(結論の背景)

電子記録移転有価証券表示権利等に該当する金融商品会計基準等上の有価証券を保有する場合の会計処理は、従来のみなし有価証券を保有する場合と同様とすることが考えられるため、発生及び消滅の認識についても、金融商品会計基準等の定めに従うことが考えられる。

しかしながら、電子記録移転有価証券表示権利等の売買に係る事例が限定的である現状を踏まえると、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約においても金融商品実務指針22項における約定日基準の定めに従うこととする場合、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生じ得ると考えられ、また、実務上、約定日から受渡日までの期間が市場の規則又は慣行に従った通常の期間であるかどうかの判断が困難である可能性がある。そのため、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約において、約定日に相当する時点、受渡日に相当する時点及び約定日に相当する時点から受渡日に相当する時点までの期間について検討の上、実務対応報告第43号において、電子記録移転有価証券表示権利等の売買契約における発生及び消滅の認識について別途の定めを置くこととしたとされている（実務対応報告第43号37項）。

- ② 金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない場合
金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記

録移転有価証券表示権利等の保有の会計処理は、金融商品実務指針及び実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第23号」という。）の定めに従って行う（実務対応報告第43号10項）。

ただし、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等のうち、金融商品実務指針及び実務対応報告第23号の定めに基づき、結果的に有価証券として又は有価証券に準じて取り扱うこととされているものについての発生の認識（信託設定時を除く。）及び消滅の認識は、金融商品実務指針及び実務対応報告第23号の定めにかかわらず、実務対応報告第43号8項の定め（金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合の定め）に従って行う（実務対応報告第43号10項）。

(結論の背景)

電子記録移転有価証券表示権利等の発生及び消滅の認識については、従来の有価証券の売買契約とは異なり、約定日及び受渡日が明確ではない場合も生じ得ると考えられることなどから、金融商品会計基準等上の有価証券に該当する電子記録移転有価証券表示権利等について、従来の有価証券の定めとは異なる定め（実務対応報告第43号8項の定め）が置かれている。

そのため、金融商品会計基準等上の有価証券に該当しない電子記録移転有価証券表示権利等のうち、金融商品実務指針及び実務対応報告第23号の定めに基づき、結果的に有価証券として又は有価証券に準じて取り扱うこととされているものについての発生の認識（信託設定時を除く。）及び消滅の認識は、実務対応報告第43号8項の定め（金融商品会計基準等上の有価証券に該当する場合の定め）に従うこととしたとされている（実務対応報告第43号46項）。

4. 開示

電子記録移転有価証券表示権利等を発行又は保有する場合の表示方法及び注記事項は、みなし有価証券が電子記録移転有価証券表示権利等に該当しない場合に求められる表示方法及び注記事項と同様とされている（実務対応報告第43号11項及び12項）。

5. 適用時期

実務対応報告第43号は、2023年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用する。ただし、実務対応報告第43号の公表日以後終了する事業年度及び四半期会計期間から適用することができる（実務対応報告第43号13項）。

以上

「企業内容等の開示に関する内閣府令」 等の改正の概要 (有価証券報告書におけるサステナビリティ情報や コーポレートガバナンスに関する開示の拡充)

公認会計士 しみず きょうこ
清水 恭子

1. はじめに

2023年1月31日に、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行され、「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下「開示府令」という)の一部が改正された。併せて、金融庁より「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」(以下「開示ガイドライン」という)、「記述情報の開示に関する原則(別添)ーサステナビリティ情報の開示についてー」(以下「開示原則(別添)」という)の改正も公表・適用されている(以下これらを「本改正」という)。

また、同日、金融庁より『「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方』(以下「パブコメ回答」という)も公表されている。

本稿では、本改正の概要及び2023年3月期からの有

価証券報告書の記載にあたってのポイントについて、パブコメ回答で示された金融庁の考え方も踏まえつつ解説する。

2. 公表の経緯

本改正は、2022年6月に公表された「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告ー中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けてー」(以下「DWG報告」という)の提言を踏まえたものである。DWG報告では、「サステナビリティに関する企業の取組みの開示」、「コーポレートガバナンスに関する開示」などに関して、制度整備を行うべきとの提言がされた。

これらを踏まえて、2022年11月7日に金融庁から開示府令等の改正案が公表された。改正案はパブリックコメントによる意見募集と、それに対する金融庁の検討を経て、有価証券報告書及び有価証券届出書(以下「有価証券報告書等」という)の以下の記載事項について改正が行われた。

■主な改正内容

【1】サステナビリティに関する企業の取組みの開示

[本稿4にて解説](#)

- (1) サステナビリティ全般に関する開示
- (2) 人的資本、多様性に関する開示
- (3) サステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組
- (4) 将来情報の記述と虚偽記載の責任及び他の公表書類の参照

【2】コーポレートガバナンスに関する開示

[本稿5にて解説](#)

【3】その他

[本稿6にて解説](#)

3. 本改正の概要

本改正の概要と関連する有価証券報告書の記載事項は【図1】の通りである。

【図1】 本改正の概要と関連する有価証券報告書の記載事項

有価証券報告書の記載事項	開示府令の改正の概要	記載上の注意(※1)
第一部【企業情報】		
第1【企業の概況】		
1【主要な経営指標等の推移】	<ul style="list-style-type: none"> ●女性活躍推進法等に基づき、次の指標を公表している提出会社およびその連結子会社は当事業年度の以下を記載 <ul style="list-style-type: none"> ・女性管理職比率 ・男性の育児休業取得率 ・男女の賃金の差異 	(29)d,e,f,g
2【沿革】		
3【事業の内容】		
4【関係会社の状況】		
5【従業員の状況】		
第2【事業の状況】		
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	サステナビリティ情報についての記載欄の新設 <ul style="list-style-type: none"> ●当連結会計年度末の連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について記載 <ul style="list-style-type: none"> ・「ガバナンス」・「リスク管理」は必須記載 ・「戦略」・「指標及び目標」は、重要性に応じて記載 ●人的資本に関する開示 <ul style="list-style-type: none"> ・「戦略」に人材育成方針や社内環境整備の方針を記載 ・「指標及び目標」に当該方針に関する指標の内容等を記載 	(30-2)
新設 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】		
3【事業等のリスク】		
4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】		
5【経営上の重要な契約等】		
6【研究開発活動】		
第3【設備の状況】		
1【設備投資等の概要】		(30-2) c
2【主要な設備の状況】		
3【設備の新設、除却等の計画】		
第4【提出会社の状況】		
1【株式等の状況】	<ul style="list-style-type: none"> ●取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等）の記載 ●監査役の監査の状況（具体的な検討内容）の記載 ●内部監査の実効性を確保するための取組について具体的かつ分かりやすく記載 ●政策保有株式の発行会社との業務提携の概要の記載 	(54)j
2【自己株式の取得等の状況】		
3【配当政策】		
4【コーポレート・ガバナンスの状況等】		
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】		
(2)【役員の状況】	(56)a(b)	
(3)【監査の状況】		
(4)【役員の報酬等】	(56)b(c),c(c)	
(5)【株式の保有状況】		
第5【経理の状況】		

(※1) 開示府令第二号様式（記載上の注意）（以下「記載上の注意」という）

（出所：金融庁『『企業内容等の開示に関する内閣府令』等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について』別紙3、4～7（2023年1月31日）を基に筆者作成）

4. サステナビリティに関する企業の取組みの開示

(1) サステナビリティ全般に関する開示

DWG報告では、投資家にわかりやすく投資判断に必

要な情報を提供する観点から、サステナビリティ情報を一体的に提供する枠組みとして、有価証券報告書に、独立した「記載欄」を新設し、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」の4つの構成要素¹に基づく開示を行う提言²がされた。

1 4つの構成要素は、国内外のサステナビリティ開示で広く利用されているTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）やISSB（国際サステナビリティ基準審議会）の公開草案などと整合性を取ったものであり、国際的な比較可能性の観点から同様の枠組みで開示することが適切である、とされている（出所：金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年6月13日）P6～）。

2 出所：金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年6月13日）P6～

これを踏まえて、本改正では、有価証券報告書等に【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載欄が新設された。

開示府令第二号様式「第二部 第2【事業の状況】」及び記載上の注意(30-2) a,b 改正概要

- 有価証券報告書等に【サステナビリティに関する考え方及び取組】の記載欄を新設し、当連結会計年度末³における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況について記載する
- 記載欄の「ガバナンス」及び「リスク管理」については、必須記載事項とする
- 記載欄の「戦略」及び「指標及び目標」については、重要なものについて記載する
- 記載すべき事項の全部又は一部を有価証券報告書等の他の箇所において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該他の箇所において記載した事項の記載を省略することができる

■記載事項の内容 記載上の注意(30-2) a,b
必須記載事項

ガバナンス	サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続をいう
リスク管理	サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程をいう

重要性に応じて記載する事項

戦略	短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組をいう
指標及び目標	サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報をいう

記載上のポイント

- サステナビリティ情報の開示基準
- 現時点では、わが国におけるサステナビリティ情報の開示基準は定められていないため、各企業の取組状況に応じて記載していくことが考えられる。
- 今回の改正では、サステナビリティ開示について、細かな記載事項は規定せず、各企業の現在の取組状況に応じて柔軟に記載できるような枠組み

とされている。

- まずは2023年3月期の有価証券報告書から開示をスタートし、その後、投資家との対話を踏まえ、自社のサステナビリティに関する取組の進展とともに、有価証券報告書の開示を充実させていくことが考えられる。
- 4つの構成要素に基づく開示
- サステナビリティ情報の記載に当たっては、「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」、「指標及び目標」の4つの構成要素に基づく開示が必要だが、具体的な記載方法については本改正では詳細に規定していない。そのため、現時点では、構成要素それぞれの項目立てをせずに一体として記載することも考えられる。
- ただし、記載に当たっては、投資家が理解しやすいよう、4つの構成要素のどれについての記載なのかわかるようにすることも有用だと考えられる。
- 今後、国際的に開示のプラクティスが進展していく過程で、開示の仕方に変化が生じる可能性がある点に留意が必要である。

上記、記載上のポイントは、パブコメ回答で示された金融庁の考え方を基に筆者がまとめたものである(以下同様)。

(2) 人的資本、多様性に関する開示

DWG報告では、人的資本、多様性について、長期的に企業価値に関する情報として、近年、機関投資家に注目されており、また、多くの国際的なサステナビリティ開示のフレームワークで開示項目となっていること、欧米を中心に多様性に関する取組みを含めた人的資本の情報開示が進んでいること等を踏まえ、投資家の投資判断に必要な情報を提供する観点から、有価証券報告書の開示項目とする提言⁴がされた。

DWG報告の提言を踏まえて、本改正では人材の多様性の確保を含む人的資本に関し、以下の規定が追加された。

① 有価証券報告書の【サステナビリティに関する考え方及び取組】に記載が求められる人的資本

記載上の注意(30-2) c 改正概要

- 人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針(例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等)を「戦略」において記載する

3 記載上の注意(30-2)では、「最近日現在における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況」について記載することとされている。有価証券報告書の記載様式である開示府令第三号様式(記載上の注意)では、有価証券届出書の記載様式である開示府令第二号様式の(記載上の注意)に準じて記載する場合、「最近日」とあるのは、「当連結会計年度末」(連結財務諸表を作成していない場合にあっては「当事業年度末」と読み替えるとされている。

4 出所:金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」(2022年6月13日)P14~15

- 当該方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績を「指標及び目標」において記載する

開示ガイドライン5-16-5改正概要

- 人的資本の開示において、人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する指標として、女性管理職比率等の割合を開示する場合は、「指標及び目標」の記載を省略するのではなく、記載上の注意(29)に定める【従業員の状況】において記載した旨を「指標及び目標」に記載する

記載上の注意(30-2) cにおいて、「戦略」と「指標及び目標」への記載は「重要なものについて記載する」という限定はないため、全ての企業において開示が求められることに留意されたい。

記載上のポイント

- 人的資本の開示の対象
- 有価証券報告書における人的資本の開示は、記載上の注意(30-2)において、「当連結会計年度末³における連結会社のサステナビリティに関する考え方及び取組の状況」と規定しているように、基本的には当連結会計年度末における連結会社ベースの指標及び目標を開示することを想定している。
- もっとも、連結グループにおける記載が困難である場合(例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているが、必ずしも連結グループに属する全ての会社では行われてはいない等)には、その旨を記載した上で、例えば、連結グループにおける主要な事業を営む会社単体(主要な事業を営む会社が複数ある場合にはそれぞれ)又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことも考えられる。
- 今回の改正では、サステナビリティ開示について、細かな記載事項は規定せず、各企業の現在の取組状況に応じて柔軟に記載できるような枠組みとされている。このため、人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標及び目標についても、各企業の現在の取組状況に応じて記載することが考えられる。

- 人材育成方針や社内環境整備の開示項目については、各企業が中長期的な企業価値向上における人材戦略の重要性を踏まえて判断することが期待されている。

② 有価証券報告書の【従業員の状況】に記載が求められる多様性に関する3指標

記載上の注意(29) d,e,f 改正概要

- 女性活躍推進法⁵等⁶に基づき、提出会社及びその連結子会社それぞれにおける、当事業年度⁷の多様性に関する下記①～③の3つの指標(以下「女性管理職比率等」という)を記載する
 - ① 女性管理職比率
 - ② 男性の育児休業取得率
 - ③ 男女の賃金の差異
- ただし、提出会社及びその連結子会社が、当事業年度におけるこれらの指標を女性活躍推進法等の規定による公表をしない場合は、記載を省略することができる

開示ガイドライン5-16-3改正概要

これらの指標を記載するに当たって、次の点を明確化

- 任意で追加的な情報を記載することが可能である
- 男性労働者の育児休業取得率の開示にあたり、育児・介護休業法に基づく数値の開示を選択した場合、同法施行規則第71条の4各号に掲げるいずれの方法で算出したかを明示する
- 労働者の賃金の差異の記載にあたり、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合には、その旨を注記する

記載上のポイント

- 多様性の指標の開示の基準日、定義・計算方法
- 指標の基準日は、有価証券報告書等提出日や直近事業年度末日である必要はなく、公表済みの最新の情報をそのまま有価証券報告書に記載すればよい。投資者に理解しやすいよう、企業の判断により、女性管理職比率等の数値の基準日や対象期間

5 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)以下(「女性活躍推進法」という)

6 女性活躍推進法等の「等」には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という)が含まれる。「女性活躍推進法等に基づき(中略)指標を記載する」とは、「女性活躍推進法」又は「育児・介護休業法」に基づき、指標を記載している場合をいう。

7 記載上の注意(29) d, e, f では、「最近事業年度の提出会社及びその連結子会社それぞれにおける」女性管理職比率等の記載について定められている。有価証券報告書の記載様式である開示府令第三号様式(記載上の注意)では、有価証券届出書の記載様式である開示府令第二号様式の(記載上の注意)に準じて記載する場合、「最近事業年度」とあるのは、「当事業年度」と読み替えるとされている。

を記載することも考えられる。

- ・当事業年度における女性管理職比率等の公表を行わなければならない会社に該当する場合は、当該公表が行われる前であっても、有価証券報告書等において開示が求められる。
- ・女性管理職比率等に関する計算方法や定義については、企業負担や情報利用者への統一的な情報提供の観点から、女性活躍推進法等の既存の法律等の枠組みに従うこととされている。
- 多様性の指標の開示の対象会社
- ・提出会社が純粋持株会社等のように従業員が少ないため女性活躍推進法等の公表の対象とならず開示をしていない場合であっても、その連結子会社の一部が開示対象となる場合は、提出会社の有価証券報告書等には、対象となった連結子会社の当該指標を記載する。
- ・女性活躍推進法等に基づく公表を行っていない連結子会社や、女性活躍推進法等の公表義務の対象とならない海外子会社は、有価証券報告書等の記載の対象外であるが、任意で開示することは可能である。
- ・女性管理職比率等の開示が求められる「連結子会社」は、有価証券報告書等の【関係会社の状況】欄に名称が記載されているかに関わらず、全ての連結子会社を指す。
- ・女性管理職比率等については、女性活躍推進法により公表が求められている提出企業・連結子会社の開示をそのまま有価証券報告書で記載すればよく、連結グループ内で3つの開示項目の開示対象となっている会社がそれぞれ異なっても問題はない。
- 任意情報の追加記載

- ・女性管理職比率等の有価証券報告書等での開示に当たっては、投資者の理解に資するように任意で追加的な情報を記載することが可能である（開示ガイドライン5-16-3）。例えば、男女間賃金の差異についての確に理解されるよう、任意でより詳細な情報や補足的な情報（数値の前提となった自社の雇用に関する定め等）を記載することも考えられる。

- 開示内容の参照
- ・提出会社の判断により、有価証券報告書等の【従業員の状況】には、主要な連結子会社に係る女性管理職比率等を記載し、それ以外の連結子会社に係る女性管理職比率等は、有価証券報告書等の企業情報の第7【提出会社の参考情報】の2【その他の参考情報】に記載することができる。この場合、【従業員の状況】に、その箇所を参照する旨を記載する（記載上の注意（29g））。
- ウェブサイトの参照
- ・ウェブサイトの参照は認められない。【従業員の状況】において開示する女性管理職比率等については、企業のウェブサイト参照ではなく、有価証券報告書等に記載することとされている。

③ 女性活躍推進法等で公表が要請される項目と有価証券報告書における多様性の指標の記載

女性活躍推進法では、常時雇用労働者数が301人以上の事業主には、【図2】の①と②の区分から各1項目以上を選択し2項目以上を公表、加えて2022年7月以降は①の区分の男女の賃金の差異の公表義務が追加されたため、合計3項目以上の公表が義務付けられている。

【図2】 女性活躍推進法で一般事業者に開示が求められる項目

	① 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備
開示項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用した労働者に占める女性労働者の割合 ・ 男女別の採用における競争倍率 ・ 労働者に占める女性労働者の割合 ・ 係長級にある者に占める女性労働者の割合 ・ 管理職に占める女性労働者の割合 ————— 指標① ・ 役員に占める女性の割合 ・ 男女別の職種又は雇用形態の転換 実績 ・ 男女別の再雇用又は中途採用の実績 ・ 男女の賃金の差異 ————— 指標③ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女の平均継続勤務年数の差異 ・ 10 事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ・ 男女別の育児休業取得率 ————— 指標② ・ 労働者の一月当たりの平均残業時間 ・ 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 ・ 有給休暇取得率 ・ 雇用管理区分ごとの有給休暇取得率

- 常時雇用労働者数301人以上の事業主は、上記①と②の区分から各1項目以上選択して2項目以上を公表、加えて2022年7月以降は上記①の男女の賃金の差異の公表義務が追加されるため合計3項目以上の公表を義務付け
- 常時雇用労働者数101人以上300人以下の事業主は、上記①もしくは②のいずれかの区分から1項目以上選択して公表を義務付け
- 常時雇用労働者数100人以下の事業主は、上記①もしくは②のいずれかの区分から1項目以上選択して公表(努力義務)

（出所：女性活躍推進法及び同法に基づく一般事業主行動計画等に関する省令を基に筆者作成（『企業会計2023年4月号』中央経済社「開示府令改正で有報はこう変わる」(人的資本・多様性)の筆者作成【図表2】）

企業が、女性活躍推進法等に基づく公表項目として有価証券報告書において等開示が要請されている指標を選択して公表している場合、有価証券報告書等においても

女性活躍推進法等で公表する数値等を記載する。一方、企業が、女性活躍推進法等に基づく公表項目として選択していない場合は、有価証券報告書等における記載を省

略できる。ただし男女の賃金の差異（指標③）については、常時雇用労働者数が301人以上の場合、女性活躍推進法に基づく公表が義務付けられており、該当する企業は有価証券報告書等においても記載が必要である。

また、男性労働者の育児休業取得率（指標②）については、2021年6月の育児・介護休業法の改正により、常時雇用労働者数が1,000人超の場合は、2023年4月

1日から事業主は公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度の育児休業の取得状況の公表が義務付けられている。そのため育児・介護休業法に基づいて指標②の公表が義務付けられる企業は、2023年3月期の有価証券報告書においても記載が必要である。

以上をまとめたものが、図3である。

【図3】有価証券報告書で開示する多様性指標と他の法律の要求事項との関係

有価証券報告書で開示する多様性指標		他の法律等に基づく要求事項との関係		
		常時雇用労働者数		
		300人以下*1	301人以上	1,000人超
管理職に占める女性労働者の割合	法①における開示項目	法①で選択して公表する場合は有報で開示必要		
男性労働者の育児休業取得率	法①における開示項目 法②において2023年4月以降義務化	法①で選択して公表する場合は有報で開示必要		法②で公表必須*2であり、有報で開示必要
労働者の男女の賃金の差異	法①において2022年7月8日以降終了事業年度から開示義務化	法①で選択して公表する場合は有報で開示必要	法①で公表必須*3であり、有報で開示必要	

法①:女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

法②:育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)

*1:100人以下は女性活躍推進法に基づく公表は努力義務

*2:2023年4月1日施行

*3:2022年7月8日施行

(出所:「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」、各法規制等を基に筆者作成(『企業会計2023年4月号』中央経済社「開示府令改正で有報はこう変わる」(人的資本・多様性)の筆者作成【図表3】)

(3) サステナビリティ情報の開示における考え方、望ましい開示に向けた取組(「記述情報の開示に関する原則(別添)」)

DWG報告で提言されたサステナビリティ情報の開示についての期待等を踏まえて、本改正ではサステナビリティ情報の開示における考え方及び望ましい開示に向けた取組みを取りまとめた開示原則(別添)が公表された。

開示原則(別添)概要

サステナビリティに関する考え方

- サステナビリティに関する考え方及び取組は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するものである
 - サステナビリティ情報には、国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得ると考えられる

望ましい開示に向けた取組み

- 企業が、業態や経営環境等を踏まえ、重要であると判断した具体的なサステナビリティ情報につ

いて、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の4つの構成要素に基づき開示することが求められている

- 「戦略」と「指標及び目標」について、各企業が重要性を判断した上で記載しないこととした場合でも、当該判断やその根拠の開示が期待される
- 国内における具体的開示内容の設定が行われていないサステナビリティ情報の記載に当たって、例えば、国際的に確立された開示の枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)又はそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合には、適用した開示の枠組みの名称を記載することが考えられる
- 気候変動対応が重要である場合、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標及び目標」の枠で開示することとすべきであり、温室効果ガス(GHG)排出量について、各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、Scope1(事業者自らによる直接排出)・Scope2(他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出)のGHG排出量については、積極的な開示が期待される
- 「女性管理職比率」等の多様性に関する指標について、連結グループにおける会社ごとの指標の記載に加えて、投資判断に有用である連結ベース

の開示に努めるべきである

記述情報の開示に関する原則（以下「開示原則」という）は、主として有価証券報告書における経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、事業等のリスクを中心に記述情報の開示の考え方を整理することを目的に金融庁が策定したプリンシプルベースのガイダンスであり、サステナビリティ情報の開示についてのガイダンスではない。原則2-2において「記述情報の開示の重要性は、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断すべきと考えられる」との考え方が示されている⁸。

今後、サステナビリティ開示の充実を進めるに当たっては、企業価値に関連した投資家の投資判断に必要な情報が開示されるよう、金融庁において、国際的な動向を踏まえつつ、開示原則の改訂を行うことが考えられる、とDWG報告でも提言された⁹。

本改正で公表された開示原則（別添）でも、サステナビリティ情報については、現在、国内外において、開示の基準策定や、その活用の動きが急速に進んでいる状況であることから、サステナビリティ情報の開示における「重要性（マテリアリティ）」の考え方を含めて、今後、国内外の動向も踏まえつつ、開示原則の改訂を行うことが考えられる旨が記載されており、今後の改訂の動向に留意が必要である。

記載上のポイント

- 重要性の判断基準
 - ・「戦略」「指標及び目標」は重要なものについて開示するとなっているが、重要性については、各社において、「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みを通じて判断する。
 - ・重要性の判断にあたっては、投資家の投資判断にとって重要か否かにより判断する（シングルマテリアリティ）。
- 記載の対象となるサステナビリティ情報
 - ・開示原則（別添）において示されたサステナビリティ情報は例示であり、含まれる全ての項目について記載する必要はない。自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、重要性があると判断した項目について開示することが求められている。
 - ・気候変動関連の情報についても、サステナビリティの情報の一つとして、「ガバナンス」と「リスク管理」の枠組みにより開示の要否を判断する。
- 連結ベースでの開示の要否
 - ・開示原則（別添）において、「女性管理職比率等の多様性に関する指標については、投資判断に有用である連結ベースの開示に努めるべきである。」

とされているが、連結ベースの開示は義務ではない。（「連結ベースの開示」とは、各社単体ではなく、連結会社及び連結子会社において集約した一つの数値で、女性管理職比率等の指標を開示することを想定している）

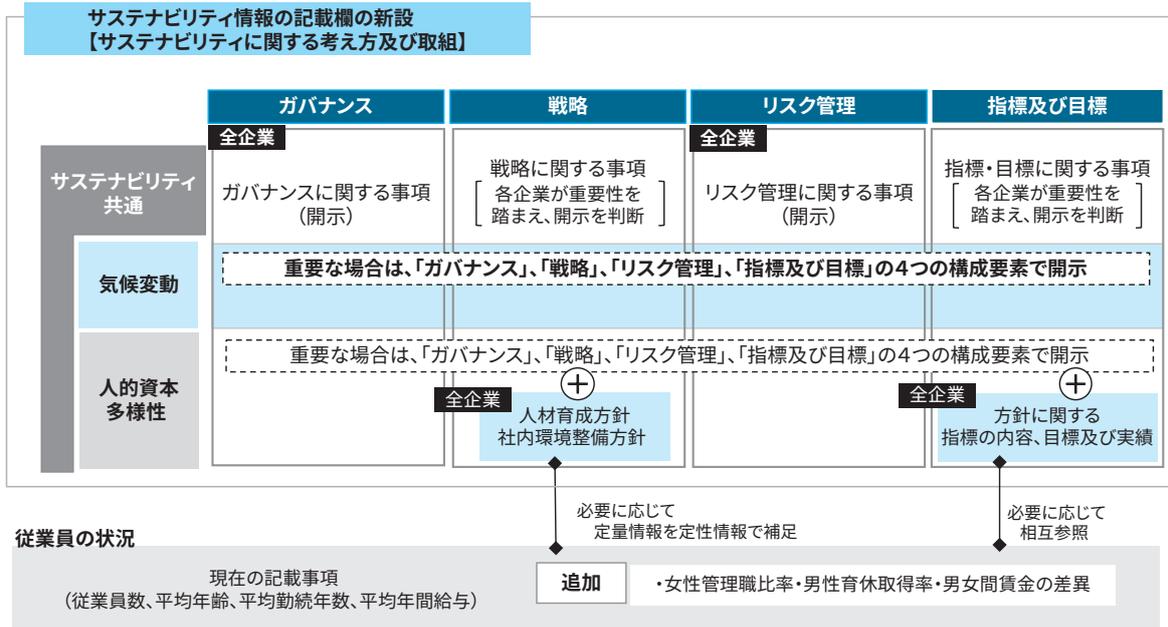
- ・任意で「連結ベース」の開示を行うことは可能である。投資家に有用な情報を提供する観点から、提出会社グループのうち、より適切な範囲を開示対象とすることもできる。この場合当該グループの範囲を明記することが重要である。
- GHG排出量の実績値など、情報の集約・開示が間に合わない場合
- ・【サステナビリティに関する考え方及び取組】では、直近の連結会計年度に係る情報を有価証券報告書に記載する必要があるが、その記載に当たって、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられる。
- ・この場合には、概算値であることや前年度のデータであることを記載して、投資者に誤解を生じさせないようにする必要がある。
- ・また、概算値を記載した場合であって、後日、実際の集計結果が概算値から大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが考えられる。

本改正における、サステナビリティ情報についての改正をまとめたものが図4になる。

⁸ 出所：金融庁「記述情報の開示に関する原則」（2-2）（2019年3月19日）

⁹ 出所：金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年6月13日）P5

【図4】サステナビリティに関する考え方及び取組



(出所：金融庁金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和3年度）（第7回）事務局資料1 P46を基に本改正を踏まえて筆者作成）

なお、具体的な記載方法については、本改正では詳細に規定していないため【図4】は一例であることにご留意されたい。現時点では、構成要素それぞれの項目立てをせず一体として記載するなど、企業の取組み状況に応じた柔軟な記載が可能である（4(1)サステナビリティ全般に関する開示 記載上のポイント参照）。

べき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう）の責任を負うものではないことを明確にする等の規定が追加された。また、有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報の記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載ができることを明確にする規定も追加された。

(4) 将来情報の記述と虚偽記載の責任及び他の公表書類の参照

サステナビリティ情報は、企業の中長期的な持続可能性に関する事項であり、将来に関する事項（以下「将来情報」という）を含むことになる。

DWG報告では、サステナビリティ開示について、投資家の投資判断にとって有用な情報を提供する観点では、事後に事情が変化した場合において虚偽記載の責任が問われることを懸念して企業の開示姿勢が委縮することは好ましくないため、上記の考え方について、実務への浸透を図るとともに、企業内容等開示ガイドライン等において、サステナビリティ開示における事例を想定して、更なる明確化を図ることを検討すべき、という提言が¹⁰された。また、DWG報告では、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」への記載については、任意開示書類に記載した詳細情報を参照することが考えられるが、その際の虚偽記載の責任の考え方については整理が必要である、という提言¹¹もされた。

DWG報告の提言を踏まえて、本改正では将来情報と実際に生じた結果が異なる場合でも、直ちに虚偽表示等（重要な事項についての虚偽の記載があり、又は記載す

① 将来情報の記述と虚偽記載の責任

開示ガイドライン5-16-2 改正概要

- 【企業情報】の第2【事業の状況】の1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】から4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】までの将来に関する事項（以下「将来情報」という）で有価証券報告書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、記載した将来情報と実際の結果が異なる場合でも、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない
 - ▶ 例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる
- 経営者が、有価証券報告書に記載すべき重要な

10 出所：金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年6月13日）P9

11 出所：金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年6月13日）P9～10

事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する

記載上のポイント

- 将来情報
- 将来情報の免責は、【企業情報】の第2【事業の状況】の1【経営方針、経営成績及び対処すべき課題等】から4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析】までを対象とする。
- 翌年度以降の開示の拡充
- 開示府令が求める事項を開示している場合には、翌年度以降、開示内容を拡充したとしても、当年度の開示について誤った情報でない限り、虚偽記載等の責任を負うものではないと考えられる。

② 他の公表書類の参照

開示ガイドライン5-16-4 改正概要

- サステナビリティ情報や取締役会等の活動状況の記載事項を、有価証券報告書に記載した上で、当該記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照することができる
- 参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照する等、当該書類の参照自体が有価証券報告書等の重要な虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに虚偽記載等の責任を問われるものではないことに留意する

記載上のポイント

- 他の公表書類
- 参照可能な「公表した他の書類」はあくまでも補完情報との位置づけであり、投資家が真に必要な情報は、有価証券報告書等に記載する必要がある。
- 参照可能な「公表した他の書類」には、「任意」に公表した書類のほか、他の法令や上場規則等にに基づき公表された書類も含まれ得る。

・参照先の「公表した他の書類」の情報は、基本的には有価証券報告書の一部を構成しない。

- 補完情報の対象期間
- 補完情報については、前年度の情報が記載された書類や将来公表予定の書類を参照することも考えられる。この場合、参照している書類と有価証券報告書の事業年度が一致していない旨を注記するなど、投資者に誤解を生じさせないよう工夫する必要がある。将来公表予定の書類を参照する際は、投資者に理解しやすいよう公表予定時期や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれる。
- なお、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という）から公表されたサステナビリティ開示基準の公開草案では、サステナビリティ情報について、財務情報との結合性や、財務諸表と同じ報告期間を対象とすることが求められており、サステナビリティ基準委員会（以下「SSB」という）で開発予定の国内基準開発時における検討課題である。
- ウェブサイトの参照
- サステナビリティ情報や取締役会等の活動状況の記載事項について、他の公表書類の参照としてウェブサイトの参照はできるが、投資者に誤解を生じさせないような下記の措置を講じることが考えられる。
 - ウェブサイトを参照する場合にはその旨及び予定時期を有価証券報告書等に記載した上で、更新した場合には、更新箇所及び更新日をウェブサイトにおいて明記する。
 - 有価証券報告書等の公衆閲覧期間中は、継続して閲覧可能とする。
- 参照先の「公表した他の書類」に生じ得る虚偽記載等の責任
- 参照先に有価証券報告書の情報を補足する情報があるといった記載自体が虚偽記載等になる場合や、参照先の書類に虚偽表示等が存在することについて誤解を生じさせないための説明が欠けている等、個別事案ごとに実態に即して判断することになる。

5. コーポレートガバナンスに関する開示

(1) コーポレートガバナンスの概要

① 取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況

DWG報告では、取締役会、委員会等の活動状況の「記載欄」を有価証券報告書に設け、開催頻度、主な検討事項、個々の構成員の出席状況を記載項目とする提言¹²がされた。

12 出所：金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年6月13日）P18～19

DWG報告の提言を踏まえて、本改正ではコーポレート・ガバナンスの概要に関し、以下の規定が追加された。

記載上の注意(54)i 改正概要

- 当事業年度における提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、出席状況等）を記載する
- ただし、企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもののうち、指名委員会設置等会社における指名委員会又は報酬委員会に相当するもの以外のものについては、記載を省略することができる

記載上のポイント

- 「企業統治に関して任意に設置する委員会その他これに類するもの」とは、例えば、経営会議やサステナビリティ委員会についても、企業によっては、これに含まれ得ると考えられる。
- 企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの記載にあたっては、提出会社における各委員会の重要性により判断して問題ない。ただし、指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会を設置している場合には、その活動状況を開示する必要がある。
- 「具体的な検討内容」の記載にあたっては、DWG資料（第4回事務局説明資料）の開示例や記述情報の開示の好事例集も参考に、企業において、投資家の投資判断や、投資家との建設的な対話の観点から、その開示内容を検討することが考えられる。

(2) 監査の状況

DWG報告では、監査の信頼性確保に関する開示の観点から、監査役会等における実質的な活動状況の開示を求め、投資家と監査役等との対話を促進させていくことが重要であるとし、現在の有価証券報告書の枠組みの中で、監査の状況の認識と監査役会等の活動状況等の説明やデュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明を開示項目とすべきとの提言がされた。また、KAM（監査上の主要な検討事項）についても監査役等の検討内容を開示することが望ましいと提言¹³された。

DWG報告の提言を踏まえて、本改正では監査の状況に関し、以下の規定が修正・追加された。

① 監査役会等の活動状況

記載上の注意(56)a(b) 改正概要

- 当事業年度における提出会社の監査役及び監査役等の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）を記載する（従来の「主な検討事項」を「具体的な検討内容」に変更）

② 内部監査の実効性

記載上の注意(56)b(c), c(c) 改正概要

- 内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載する
- 提出会社が上場会社等以外の場合も記載する

記載上のポイント

- 監査役会等の活動状況
・「主な検討事項」から「具体的な検討内容」への用語の見直しは、単に規定された検討事項ではなく、実際に検討された内容の開示を求める趣旨を明確化するために行ったものであり、開示事項を実質的に変更するものではない。
- 内部監査の実効性を確保するための取組
・デュアルレポーティングの有無等に限らず、「専門性や独立性を確保する仕組み」などについても、企業における取組状況に応じて、記載することが考えられる。

(3) 政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要

DWG報告では、政策保有株式については、その存在自体が、我が国の企業統治上の問題であるとの指摘もあるところ、投資家と企業との対話において、政策保有株式の保有の正当性を建設的に議論するための情報が提供されることが望ましいとして、政策保有株式の発行会社と業務提携等がある場合の説明を有価証券報告書の開示項目とすべきことや、保有株式の議決権行使の基準も、

13 出所：金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年6月13日）（II.コーポレートガバナンスに関する開示3. 監査の信頼性確保に関する開示）P19～21

例えば、「記述情報の開示の好事例集」等を通し、積極的な開示を促すべきと提言¹⁴された。

DWG報告の提言を踏まえて、本改正では株式の保有状況に関し、以下の規定が追加された。

記載上の注意(58)d(e) 改正概要

- 保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要を記載する

なお、DWG報告の提言のうち、「重要な契約」の開示については、引続き具体的な検討が必要なため、本改正には含まず別途改正を行うこととされており、今後の動向に留意が必要である。

記載上のポイント

- 政策保有株式の保有目的を業務提携等とした場合には、その背景、提携内容等について、投資者と企業の対話に資する具体的な開示を求める。
- 保有目的の記載
- 「営業上の取引」又は「業務上の提携」といった定型的な記載にとどまるのではなく、今般の改正による記載事項も活用して、投資者と企業の対話に資する具体的な開示内容となるよう各企業において適切に検討することが期待される。

6. その他

本改正とは別に、EDINETが稼働しなくなった際の臨時的な措置として代替方法による開示書類の提出を認めるため「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する内閣府令」の改正が行われた。

7. 適用時期

本稿3～5で解説した改正後の開示府令等の規定は、2023年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用されるが、施行日以後に提出される有価証券報告書等から早期適用可能である。

8. おわりに

本改正と同日に、金融庁から「記述情報の開示の好事例集2022」が公表されており、「環境（気候変動関連）」及び「社会（人的資本、多様性等）」に係るサステナビリティ情報の有価証券報告書における開示例が紹介されている。好評価のポイントに加え、投資家・アナリストが期待する主な開示ポイントや、好事例として取り上げられた企業の主な取組み（開示の充実化に当たっての課題や対応策とその効果）も併せて公表されているため、企業価値向上のための企業の取組みを、投資家に伝えるための開示の拡充を図る際の参考となるだろう。

さらに、人的資本については2022年8月30日に内閣官房非財務情報可視化研究会から「人的資本可視化指針」が公表されており、人的資本開示に向けたアプローチ、具体的なフレームワーク、開示項目等が示されており、併せて参考にされたい。

サステナビリティ情報の開示基準については、現在グローバルで議論が進んでいる。サステナビリティ情報に関する国際的に首尾一貫した開示基準を開発することを目的として、ISSBが2022年3月に「サステナビリティ関連情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1」という）及び「気候変動開示」（以下「IFRS S2」という）の公開草案を公表し、2023年6月に最終基準としての公表を目指し検討中である。ISSBが開発する国際基準は、世界各国の規制当局が独自のサステナビリティ情報の開示規制を導入する際の基礎（ベースライン）となることが期待されている。わが国においても、SSBJにおいてISSBが策定する基準と整合性のある基準（日本版S1基準及び日本版S2基準）を開発し、これを有価証券報告書の開示規制に将来取り込んでいくことが想定されている¹⁵。そのため、これらの基準の開発動向について今後留意する必要があるだろう。

以上

14 出所：金融庁金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年6月13日）（II.コーポレートガバナンスに関する開示4. 政策保有株式等に関する開示）P21～22

15 SSBJにおける日本版S1基準及び日本版S2基準の開発は、ISSBよりS1基準及びS2基準の確定基準が2023年6月末までに公表されることを前提に、2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）に公開草案の公表を、2024年度中（遅くとも2025年3月31日まで）の確定基準の公表を目標とすることとされている。当該目標どおりに確定基準を公表した場合、確定基準公表後に開始する事業年度（遅くとも2025年4月1日以後に開始する事業年度）から早期適用が可能となる予定である。すなわち、3月決算企業を想定した場合、2026年6月末までに公表される、2026年3月期に係る有価証券報告書からSSBJが公表する基準に基づくサステナビリティ開示が可能となる予定がSSBJから示されている（出所：SSBJ「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」（2023年2月2日））。

時価算定会計基準に関連する開示の事例分析（第2回）

公認会計士 はやの 早野 まさし 真史

1. はじめに

本連載では、2019年7月4日の企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（以下「時価算定会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定適用指針」という。）また、時価算定会計基準とあわせて「時価算定会計基準等」という。）の公表に伴い改正された企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「金融商品時価開示適用指針」という。）

における、「金融商品の時価等に関する事項」と「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の開示について、2022年3月31日を連結決算日とする会社（以下「2022年3月決算会社」という。）の連結計算書類の事例分析を行う。

なお、本連載の内容は有限責任監査法人トーマツ著『会社法計算書類作成ハンドブック（第17版）』（㈱中央経済社より2023年3月出版）に含められている。

2. 連載の主な内容

本連載のテーマは以下のとおりである。

回	テーマ	内容
1 (2023年3月号掲載)	<ul style="list-style-type: none"> ● 分析の全体像 ● 会計方針の変更に関する注記 ● 「金融商品の時価等に関する事項」の注記 	時価算定会計基準等の適用初年度の取扱いと金融商品会計基準の改正による影響を整理するとともに、2022年3月決算会社の連結計算書類における会計方針の変更に関する注記の開示状況を解説する。また、「金融商品の時価等に関する事項」の注記に係る会計基準等の要求事項を整理するとともに、2022年3月決算会社の連結計算書類における当該注記の開示状況を解説する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 分析対象会社 ● 会計方針の変更に関する注記の開示事例分析 ● 「金融商品の時価等に関する事項」の注記に係る会計基準等の要求事項の整理 ● 「金融商品の時価等に関する事項」の注記の開示事例分析
2 (本稿)	<ul style="list-style-type: none"> ● 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記 ● 投資信託の時価の算定及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記 	「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記に係る会計基準等の要求事項を整理するとともに、2022年3月決算会社の連結計算書類における当該注記の開示状況を解説する。また、投資信託の時価の算定及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（以下「組合等への出資」という。）の時価の注記の開示状況を解説し、2021年6月17日に改正された時価算定適用指針（以下「2021年改正時価算定適用指針」という。）の早期適用の状況にも言及する。 <ul style="list-style-type: none"> ● 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記に係る会計基準等の要求事項の整理 ● 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記の開示事例分析 ● 投資信託の時価の算定及び組合等への出資の時価の注記（2021年改正時価算定適用指針の早期適用の状況含む）の開示事例分析

なお、本文中の参照法令等は以下の略称を使用している。

本文中法令等	参照法令等（かっこ内）
会社法第12条第1項第4号	（会社法12 ④）
会社法施行規則第11条第1項第2号	（会施規11 ②）
会社計算規則第10条第1項第2号	（会計規10 ②）

3. 分析対象会社

次の条件で分析対象会社（計97社）を選定した。

- ㈱日本経済新聞社が「日経平均株価 構成銘柄選定基準（2022年4月4日適用）」により選定した日経平均株価の構成銘柄に含まれている。
- 日本基準を採用している。

- (iii) 決算日が3月31日である。
 - (iv) 東京証券取引所の業種区分が金融・保険業（銀行業、証券、商品先物取引業、保険業、その他金融業）ではない。
- なお、調査にあたっては、連結計算書類の分析を行った。

一部の調査項目において、東京証券取引所の業種区分はサービス業であるものの、企業集団で銀行業や保険業を営む日本郵政(株)を対象から除いた。

4. 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記に係る会計基準等の要求事項の整理

(1) 金融商品会計基準及び金融商品時価開示適用指針

時価算定会計基準等の公表に伴って改正された金融商品会計基準及び金融商品時価開示適用指針では、以下の開示が要求されている。金融商品時価開示適用指針については、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項の注記として規定されている事項のみを示した。

金融商品会計基準 第40-2項

- (i) 金融商品の状況に関する事項
 - (イ) 金融商品に対する取組方針
 - (ロ) 金融商品の内容及びそのリスク
 - (ハ) 金融商品に係るリスク管理体制
 - (ニ) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- (ii) 金融商品の時価等に関する事項
- (iii) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品時価開示適用指針

- (i) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項（第5-2項）
 - (イ) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債
レベルごとの時価の合計額
 - (ロ) 時価を注記する金融資産及び金融負債
レベルごとの時価の合計額
 - (ハ) (イ) 及び (ロ) に従って時価を注記するレベル2の時価又はレベル3の時価の金融資産及び金融負債
 - i 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
 - ii 時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合、変更の旨及びその理由
 - (ニ) 時価をもって貸借対照表価額とするレベル3の時価の金融資産及び金融負債

- i 時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報
- ii レベル3の時価の金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表
- iii レベル3の時価についての企業の評価プロセスの説明
- iv i の重要な観察できないインプットを変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動するときは、当該観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

(2) 会社計算規則

会社計算規則における金融商品会計基準第40-2項に対応する注記の規定は、以下のとおりである。

（金融商品に関する注記）

第109条

金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く）とする。ただし、法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、第3号に掲げる事項を省略することができる。

- 一 金融商品の状況に関する事項
- 二 金融商品の時価等に関する事項
- 三 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- 2 連結注記表を作成する株式会社は、個別注記表における前項の注記を要しない。

「法第444条第3項に規定する株式会社」とは、事業年度の末日において大会社であつて金融商品取引法第24条第1項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない株式会社、すなわち、当該事業年度に係る連結計算書類を作成しなければならない株式会社をいう。

時価算定会計基準等の公表並びに金融商品会計基準及び金融商品時価開示適用指針の改正に伴う会社計算規則の改正は、2020年3月31日に行われ、2021年4月1日以後に開始する事業年度に係る連結計算書類及び計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による（ただし、2020年3月31日以後に終了する事業年度に係るものについては、改正後の会社計算規則の規定を適用することができる）とされている。この改正により、注記表のうち金融商品に関する注記として表示すべき事項に「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」が追加されている（会計規109 | ③）。ただし、実務上の負担等も考慮し、法第444条第3項に規定する株式会社以外の株式会社にあつては、当該事項の注記を省略することができる。

法務省は、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」の注記について、同省の考え方を以下のように説明している（「会社計算規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について）の「結果概要別紙」（2020年3月31日）。

定款において定時株主総会の議決権の基準日を決算日と定めていることを前提に、決算日から定時株主総会までの期間が短いため、実務上の負担が大きいという意見に対する説明は、概ね、以下のとおりである。

- (i) 会社法は、株式会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期に招集しなければならないと規定している（会社法296 I）が、事業年度の終了後3ヶ月以内に定時株主総会を開催することを求めているわけではない。
- (ii) 会社計算規則第109条第1項は、必ずしも、金融商品時価開示適用指針において「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」として注記を求められる全ての事項について、注記を求めることとするのではなく、各株式会社の実情に応じて必要な限度で開示することもできることとしている。
- (iii) 法第444条第3項に規定する株式会社は、典型的に、不特定多数の株主が存在する可能性が高く、会社の規模も大きく、計算関係も複雑になることから、計算書類を的確に理解するために、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」の注記が特に重要であると考えられる。
- (iv) 法第444条第3項に規定する株式会社においては、その会社の規模から、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」の注記を義務付けることによる追加的な事務負担が過大とはいえないと考えられる。
- (v) 金融商品時価開示適用指針において「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」として注記を求められる事項であったとしても、各株式会社の実情を踏まえ、計算書類においては当該事項の注記を要しないと合理的に判断される場合には、計算書類において当該事項について注記しないことも許容される。
- (vi) 当該事項の注記の要否は、各株式会社において、その実情を踏まえ、個別に判断されるべきものであることから、そのような判断を要せずに画一的に、金融商品時価開示適用指針において「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」として注記を求められる事項の一部について、注記を要しないものとする規定は設けないこととしている。

「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」を、金融商品会計基準等に合わせ、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」と修正すべきである旨の意見に対する説明は、概ね、以下のとおりである。

ある。

- (i) 会社計算規則においては、金融商品時価開示適用指針における定めとは異なり、注記事項を概括的に定めることとしているため、当該注記事項が同適用指針における「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」に相当するものであることが判別できれば足りる。会社計算規則など、我が国の法令において用いられている用語との平仄等も考慮して、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」と規定することとしているが、これは、金融商品会計基準等における「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」と同義である。
- (ii) 会社計算規則の用語の解釈に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準をしん酌しなければならないとされており（会社計算規則3）、会社計算規則改正の経緯等も踏まえれば、「金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項」が、金融商品会計基準において注記事項とされている「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」に相当する事項について注記を求めるものであることは明らかである。

5. 「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記の開示事例分析

(1) 注記の全体的な構成

先に述べたように、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記（金融商品時価開示適用指針第5-2項）は連結計算書類及び計算書類では各株式会社の実情に応じて必要な限度で開示することもできている。分析対象会社における開示の状況は以下のとおりであった。

「金融商品の時価等に関する事項」を注記しているが、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」は注記していない	レベルごとの時価の合計額と、時価の算定に用いた評価技法及びインプットを注記している	レベルごとの時価の合計額は注記せず、時価の算定に用いた評価技法及びインプットを注記している
1 社	88 社	8 社

レベルごとの時価の合計額と、時価の算定に用いた評価技法及びインプットを注記している会社が多数であった。

(2) 時価をレベル3に分類する金融資産及び金融負債がある場合の開示

時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債について、当該時価がレベル3の時価に分類される場合は、時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報、時価がレベル3の時価に分類される金融資産及び金融負債の期首残高から期末残高への調整表、レベル3の時価についての企業の評価プロセスの説明、並びに重要な観察できないインプットを変化させた場合に貸借対照表日における時価が著しく変動するときの当該観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明を注記することが求められる（金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)）。

分析対象会社における開示の状況は以下のとおりであ

った。

時価をレベル3に分類する金融資産及び金融負債がない	時価をレベル3に分類する金融資産及び金融負債があるが、金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)の注記をしていない	金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)の注記をしている
77 社	17 社	3 社

時価をレベル3に分類する金融資産及び金融負債があっても、金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)に定められた注記はしないという傾向がみられた。

<事例1> レベルごとの時価の合計額と、時価の算定に用いた評価技法及びインプットを注記している事例

帝人(株) 2022年3月期

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品 当連結会計年度（2022年3月31日）				
区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	47,007	—	—	47,007
デリバティブ取引 通貨関連	—	4,333	—	4,333
金利関連	—	331	—	331
資産計	47,007	4,664	—	51,671

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 当連結会計年度（2022年3月31日）				
区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	1,497	—	1,497
資産計	—	1,497	—	1,497
社債	—	103,861	—	103,861
長期借入金	—	254,134	—	254,134
リース債務	—	14,247	—	14,247
負債計	—	372,242	—	372,242

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引
通貨スワップ、金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。また、貸倒懸念債権の時価は、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しています。

社債

償還まで1年超の社債の時価については、市場価格（売買参考統計値等）が入手可能な場合には、その時価を市場価格から算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。一部の長期借入金の時価は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しています。

<事例2>レベルごとの時価の合計額は注記せず、時価の算定に用いた評価技法及びインプットを注記している事例
鹿島建設(株) 2022年3月期

2. 金融商品の時価等に関する事項

当期末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等（営業投資有価証券を含む連結貸借対照表計上額90,624百万円）は、「資産(2)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

また、現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預金、支払手形・工事未払金等、短期借入金、コマーシャル・ペーパー及び未払法人税等、並びに連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資（営業投資有価証券を含む連結貸借対照表計上額14,379百万円）は、注記を省略している。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 受取手形・完成工事未収入金等 貸倒引当金（※1）	726,563 △1,465		
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	725,097 262,952	724,970 262,952	△127 —
(3) 長期貸付金 貸倒引当金（※1）	69,019 △2,635		
	66,384	66,186	△197
資産計	1,054,434	1,054,108	△325
負債			
(1) 社債	50,000	49,956	△44
(2) 長期借入金	95,173	97,648	2,475
負債計	145,173	147,604	2,431
デリバティブ取引（※2）			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	283	283	—
②ヘッジ会計が適用されているもの	(708)	(785)	77
デリバティブ取引計	(424)	(502)	77

(※1) 受取手形・完成工事未収入金等及び長期貸付金に対応する貸倒引当金をそれぞれ控除している。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示している。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

受取手形・完成工事未収入金等

短期間で決済されるものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。

回収期間が1年を超えるものの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率に基づく割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

有価証券及び投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価している。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。一部の在外子会社が保有する非上場株式については主として時価純資産法により評価しており、その時価をレベル3の時価に分類している。

長期貸付金

長期貸付金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、貸付先の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。固定金利によるものの時価は、主として将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率に基づく割引現在価値法により算定しており、時価の算定における観察できないインプットによる影響の重要度に応じてレベル2又はレベル3の時価に分類している。

社債

社債の時価は、主として相場価格によっている。社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類している。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類している。固定金利によるものの時価は、元利金の合計額と新規に同様の借入を行った場合に想定される利率に基づく割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

<事例3>時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産のうち、レベル3の時価に分類した金融資産があるが、重要性が乏しいためという理由を記載したうえで金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)に定められた注記をしていない事例

三井不動産(株) 2022年3月期

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	750,849	—	—	750,849
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	2,834	2,834
その他	—	—	—	—
デリバティブ取引				
金利関連	—	14,877	—	14,877
資産計	750,849	14,877	2,834	768,561

(注2) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式等は取引所の価格によっています。上場株式等は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で市場価格のない社債は、当該社債の残存期間および信用リスクを勘案した利率を基に割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル3の時価に分類しております。

(注3) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報重要性が乏しいため、注記を省略しております。

<事例4>金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)に定められた注記をしている事例

セコム(株) 2022年3月期

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	52,630	—	—	52,630
国債・地方債等	12,291	26,834	—	39,125
社債	—	64,903	—	64,903
その他	27,625	1,052	15,112	43,790
資産計	92,547	92,789	15,112	200,449

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券及び投資有価証券

株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格を用いて評価しております。上場株式および国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。それ以外の債券等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。重要な観察できないインプットを用いて、現在価値技法等の評価技法によって時価を算定している場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券			
その他	現在価値技法	割引率	15%-30%
		売却時期	2022年-2025年
		EBITDA倍率	0倍-9.9倍

(2) 時価の評価プロセスの説明

当社グループは適切な権限者にて承認された時価の算定に関する方針および手続きを定めております。算定された時価は、時価の算定に用いられた評価技法およびインプットの妥当性ならびに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果については適切な権限者に報告され、時価の算定の方針および手続きに関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性およびリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法およびインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(3) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

重要な観察できないインプットには割引率や売却時期およびEBITDA倍率が含まれており、一般的に公正価値は割引率の上昇や売却時期の延長およびEBITDA倍率の減少によって時価は下落し、割引率の低下や売却時期の短縮およびEBITDA倍率の増加によって時価は上昇します。

(3) 勘定科目ごとの時価のレベルの分類

時価の算定に重要な影響を与えるインプットのレベルに応じて、金融商品の時価のレベルが分類される。勘定

科目のレベルごとの内訳等を集計した結果は以下のとおりであった。

	レベル1がある	レベル2のみ	レベル3がある	レベル1も3もある
長期貸付金	0 社	11 社	6 社	0 社
長期借入金	0 社	85 社	4 社	0 社
社債（発行者側）	2 社	70 社	0 社	0 社
敷金保証金（資産）	0 社	3 社	3 社	0 社
敷金保証金（負債）	0 社	4 社	2 社	0 社

長期貸付金及び長期借入金は多くの会社がレベル2のみに分類していたが、一部、観察不能なインプットの重要性が高いとしてレベル3に分類されている事例もみられた。

敷金保証金（資産に計上されているものについて「差入保証金」等、負債に計上されているものについて「預り保証金」等と表示している場合も含む）については、開示されている事例そのものが少なかったが、レベル2及びレベル3としている事例のいずれもみられた。

社債（発行者側）については、多くの会社がレベル2

に分類していたが、発行する社債の時価が市場価格によっていることからレベル1としている事例も少数ながらみられた。

なお、同一の勘定科目でレベル1とレベル3が併存する事例はなかった。

このうち、事例としては少数であった長期借入金及び敷金保証金（資産に計上されているもの）をレベル3に分類している事例を紹介する。

＜事例1＞長期借入金の時価をレベル3に分類している事例

ANAホールディングス(株) 2022年3月期

長期借入金の時価については元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。一部の長期借入金に関しては、契約条件、信用スプレッド等の時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要なためその時価をレベル3の時価に分類しています。

＜事例2＞回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローが観察できないインプットであると説明し、敷金保証金（資産に計上されているもの）の時価をレベル3に分類している事例

三越伊勢丹ホールディングス(株) 2022年3月期

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。観察できない時価の算定に係るインプットである、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを使用して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

＜事例3＞将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値を敷金保証金（資産に計上されているもの）の時価としており、レベル3に分類している事例

(株)丸井グループ 2022年3月期

時価については、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。なお、1年内返済予定の差入保証金を含めております。

(4) デリバティブ取引について第三者から入手した相場価格を時価とみなす容認規定

時価算定適用指針では、総資産の大部分を金融資産が占め、かつ総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業集団又は企業（以下「企業集団等」という。）以外の企業集団等においては、第三者が客観的に信頼性のある者で企業集団等から独立した者であり、公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合で、かつ、レベル2の時価に属すると判断される場合には、次のデリバティブ取引については、当該第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができるとの容認規定を定めている（時価算定適用指針第24項）。

- (i) インプットである金利がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ（いわゆるブレイン・バニラ・スワップ）
- (ii) インプットである所定の通貨の先物為替相場がその全期間にわたって一般に公表されており観察可能である為替予約又は通貨スワップ

日本郵政(株)を除いて、以下の方針の下で集計を行った。

- (i) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説

明において、これらのデリバティブの時価を取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類していることが記載されている場合は容認規定を採用しているものとして取り扱った。

- (ii) 例えば金利や為替レート等のインプットを用いており、割引現在価値法等の評価技法により時価を算定し、レベル2の時価に分類しているといった記載がある場合には容認規定を採用していないものとして取り扱った。
- (iii) デリバティブ取引が行われていない場合の他、金利スワップなどの特例処理及び為替予約等の振当処理を採用しているものについて対応するヘッジ対象と一体として当該ヘッジ対象の時価に含めて注記しており、デリバティブ取引の時価が注記されていない場合は、デリバティブ取引を開示していないものとして取り扱った。

この容認規定の採用状況を分析したところ、以下のとおりであった。

容認規定を採用している	容認規定を採用していない	デリバティブ取引を開示していない
45 社	31 社	20 社

(7) デリバティブ取引

為替予約の時価については先物為替相場、金利スワップ及び通貨スワップの時価については契約を締結している取引先金融機関から提示された価格、商品先渡の時価については商品先物相場によって評価しており、全てレベル2に分類しております。

なお、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金及び買掛金等と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金及び買掛金等に含めて記載しております。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5)参照）。

6. 投資信託の時価の算定及び組合等への出資の時価の注記

(1) 2019年時価算定適用指針に規定された経過措置

①投資信託の時価の算定

2019年7月4日に公表された時価算定適用指針（以下「2019年時価算定適用指針」という。）では、投資信託の時価の算定に関しては2019年7月4日改正直前の会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」第62項の取扱いを踏襲できるとされている。2022年3月期においては、この経過措置を適用した投資信託について、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」（金融商品時価開示適用指針第5-2項）の注記は要しないこととされ、当該注記を行わない場合、当該投資信託について、その旨及び貸借対照表計上額を注記する（2019年時価算定適用指針第26項）。

「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」（金融商品時価開示適用指針第5-2項）を注記している会社を対象に、以下の方針の下で集計を行った。

- (i) 経過措置を適用した旨及び貸借対照表計上額を注記している場合は経過措置を適用しているものとして取り扱った。
- (ii) 経過措置を適用した旨及び貸借対照表計上額を注記しておらず、「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」の注記もされていない場合は投資信託を保有していないものとして取り扱った。

調査結果は以下のとおりであった。

投資信託を保有していない	経過措置を適用している
84 社	12 社

投資信託について「金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項」（金融商品時価開示適用指針第5-2項）の注記がされている事例はみられなかった。

②組合等への出資の時価の注記

組合等への出資の時価の注記について、金融商品時価開示適用指針第4項(1)の注記は要しないこととされ、

当該注記を行わない場合、当該組合等への出資について、その旨及び貸借対照表計上額を注記する（2019年時価算定適用指針第27項）。

経過措置を適用したか明らかでない2社を除いて、以下の方針の下で集計を行った。

- (i) 経過措置を適用した旨及び貸借対照表計上額を注記している場合は経過措置を適用しているものとして取り扱った。
- (ii) 経過措置を適用した旨及び貸借対照表計上額を注記しておらず、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額の注記（金融商品時価開示適用指針第4項(1)）もされていない場合は組合等への出資を保有していないものとして取り扱った。

調査結果は以下のとおりであった。

組合等への出資を保有していない	経過措置を適用している
57 社	38 社

(2) 2021年改正時価算定適用指針の内容及び早期適用の状況

2021年改正時価算定適用指針において、投資信託の時価の算定及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが明らかにされた。

投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする（2021年改正時価算定適用指針第24-2項）。投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があっても、当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準又は米国会計基準に従い作成されているなどの場合には、基準価額を時価とみなすことができることとされた（2021年改正時価算定適用指針第24-3項）。

投資信託財産が不動産である投資信託についても投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする（2021年改正時価算定適用指針第24-8項）。投資信託財産が不動産である投資信託については、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限があっても、基準価額を時価とみなすことができるとされ、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用することとされた（2021年改正時価算定適用指針第24-9項）。

組合等への出資については、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとの貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額の注記（金融商品時価開示適用指針第4項(1)）を要しないこととされ、この注記をしていない旨と組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額を注記するとされた（2021年改正時価算定適用指針第24-16項）。

2021年改正時価算定適用指針は2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することができ、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することができた（2021年改正時価算定適用指針第25-3項）。

分析対象会社の中には、2021年改正時価算定適用指針を早期適用した会社はなかった。

以上

国際会計基準（IFRS）—つくり手の狙いと監査

第33回 IFRS第17号「保険契約」（その2）

前 国際会計基準審議会（IASB）理事 おうち たかつく 鶯地 隆継

なぜIFRS第17号が必要だったのか

IFRS第17号「保険契約」はその開発に着手してから25年の歳月を隔て、ようやく2023年1月1日以後に開始する事業年度に適用される。ただ逆に言えば、それまでIFRSには保険会計がなかったのかという疑問が生じる。実は、IFRS第17号「保険契約」が公表されるまで、IFRSに保険契約に関する会計基準がなかった訳ではない。IFRS第4号「保険契約」という立派な基準があった。しかしながら、IFRS第4号は、名称こそは「保険契約」ではあるが、実はその内容は保険契約の会計処理を具体的に示す完全な基準ではなかった。もう少し言えば、IFRS第4号は、EUにおいて2005年にIFRSを強制適用開始に間に合わせるための「仮」の基準であった。

IFRS第4号の目的は、完全な保険契約に係る会計基準ができるまで、保険契約に関する会計について、限定的な改善を加えるものの、保険負債の計測など重要な部分については、現行の実務を継続することをIFRSにおいて認めることを明確にするためのものであった。一般的に原則主義のIFRSでは、必ずしもすべての経済事象について個別に適切な基準が準備されている訳ではないので、個別に当てはまる基準がない場合には、IFRSの「財務報告に関する概念フレームワーク」に沿った会計方針を採用しなくてはならない（IAS第8号「会計方針、会計方針上の見積りの変更及び誤謬」第10項～12項）と定めている。これによって、IFRSは、仮に個別基準がなくとも大きな原則に従って整合的な会計処理がなされるような仕組みになっている。ところがIFRS第4号は、保険者についてはこのIAS第8号を遵守しなくてもよいとしたのである。結果的に、IFRS第4号に従えば、各法域がそれぞれの法域で利用していた会計基準を、ほぼそのまま適用して、しかも、それをIFRSに従って作成した基準であるとして対外公表できるようになる。これは本来のIFRSの目的とは大きくかけはなれた妥協である。

しかも保険会計の難しい点は、各法域の保険会計は、通常の一般企業の会計とは大きく異なる特徴を持っていることである。多くの法域に於ける保険会計の目的は、企業の期間業績を表すことに重点が置かれているのではなく、保険会社が保険契約者に対して約束した保険金を支払う能力を担保しているかを確認することにある。さらに、そのような支払い能力を担保するための法律や規制は法域によって異なるために、保険会計もそれに合わ

せて法域によって異なるローカル色の強いものにならざるを得ない。これらのことによって、保険会社の財務諸表は、地域間の比較も、他業種との比較も出来ないものとして、個別の発展を遂げていたのである。IFRS第4号はそのような状況を追認し、表書きだけをIFRSとすることを許すものだったのである。

保険ビジネスの特徴

ではなぜ保険会計がこのような独自の発展を遂げたのだろうか。それは、保険ビジネスが他のビジネスにはない特徴を持っていたからである。以下は全く個人的な所見であるが保険ビジネスには一般のビジネスと大きく異なっている以下の特徴があることを指摘出来る。

- 商品を生入れたり、在庫を抱えたりせずに、売上を上げることができる。
- 入金（保険料の受け取り）が先行し、出金（保険金の支払い）が後になり、かなりの確率で、出金が生じない場合がある。
- 保険商品はつまるところ金銭のやり取りのみである。
- 契約が終了するまで、その契約が黒字だったのか、赤字だったのか分からない。このため期間の業績を把握するのが難しい。

もちろん保険ビジネスを行うに当たっては、保険の販売を行う販売員や数理計算を行う専門家（アクチュアリー）が必要で、オフィスを構え、営業拠点を設けるための費用が必要である。しかし、そういったものは保険契約を成立させるため、あるいは、成立させた後の付随的なものである。付随的なものを捨象し、保険契約そのものを取り出してみた場合、保険契約に仕入れは必要ない。通常のビジネスでは、商品を販売するに先立って仕入れを行い、在庫を保有して販売する。在庫が減少した場合は在庫を補填するための新たな仕入れを行う。もちろん仕入れに先行して販売契約を行って、それから仕入れを行う（注文生産など）ことはあるが、売り上げを計上するのはあくまでも商品を引き渡した時点である。サービス産業においても、商品の受け渡しはなくとも、基本的には、サービスを行わない限りには売上を計上しない。一方で、保険契約の場合は、仕入れはなくとも売上（保険料の受取）を計上する。つまるところ、保険契約とは約束をすることだけであり、約束をしているという

事自体が売上なのである。

しかも保険契約の場合、ほとんどすべてのケースにおいて入金が行先する。それだけなら他のビジネスでもあり得るが、保険の場合は保険金を支払うという約束事が果たされないで終わる場合がある。むしろその場合がほとんどである。結局保険料だけ受け取って、何もしない。にもかかわらず、顧客である保険契約者からは逆に感謝される。保険金を払わないで済んだということは、保険でカバーした事故が起こらなかったということであり、それこそがまさに保険契約者が望んでいたことであるからである。

保険というビジネスでは、具体的な実体の見える商品やサービスはなく、金銭のやり取りに伴う約束があるだけである。このようなことから、保険ビジネスを、紙と鉛筆だけで行うビジネスだと揶揄されることもある。

また、保険契約を一つの契約単体で見た場合（現実的にはありえないのだが）、その取引が黒字だったのか赤字だったのかは、最終的に契約期間が終了するまで分からない。たとえば、10年間の保険期間のうち最初の9年間は無事故で、保険料だけが入ってきていたとしても、10年目で事故が起こり、保険金の支払いが発生すれば、結局その取引は赤字取引であったという事になる。このような保険ビジネスの期間損益を把握するのは難しい。たとえば、1年目～2年目の期間損益は、保険料だけが入り、保険金の支払いがないので、黒字と言えるが、果たしてそれで良いのかという疑問がある。

このように、保険ビジネスは通常のビジネスと明らかに異なった特徴を持っている。そしてそのような特徴を持つ保険ビジネスの本質を知るには、どうしてこのような特徴を持つビジネスが成立したのか、そもそも保険発祥の経緯を紐解く必要がある。

保険ビジネスの成立

保険の歴史を調べると、「冒険貸借」という言葉が出て来る。この冒険貸借とは、ギリシャ時代から中世に至るまで地中海での交易において使われていた取引形態で、船を出して交易を行う人の資金調達方法である。交易の当事者は、その資金を第三者から調達する際に、積荷が安全に目的地に到着した場合には利息をつけて借入金を返済するが、航海が無事に完了しなかった場合には元本、利息ともに返済義務を免れるという条件をつけて、借入を行っていた。実際に船が難破すれば、交易の当事者には大きな損失が発生する。しかし、その場合、冒険貸借で借りた資金は返済する必要はなく、その損失リスクを融資者が負担するというのが冒険貸借であった。当然のことながら、この冒険貸借の利息は大変な高利であったと言われる。これが保険の原型である。このような冒険貸借が地中海貿易を支えて、ローマ時代を経て、中世まで続いた。

ところが、1230年、当時のローマ法王であったグレゴリウス9世が利息禁止令を出したことにより、このよ

うな冒険貸借はできなくなった。それでも、交易の当事者が単独で航海のリスクを負担することはできないので、交易の当事者とその関係者は、いろいろな偽装を重ねて、なんとかリスク分散を試みた。その結果、冒険貸借という取引から、リスク負担という部分だけを切り取って、当初に融資を行うことなく、損害が出て初めてお金をだすという仕組みを考え付いた。これが海上保険の始まりであると言われている。

冒険貸借と海上保険との大きな違いは、冒険貸借の場合は最初に融資をするので、リスクの最大値が当初の融資額である。もちろん先にお金を出してしまっているのだから、融資をする立場からすれば、そのお金が返ってこないリスクを負うことになる。これに対して、海上保険の場合は、最初に融資をせずに、契約によって損失の負担額を決めるので、保険を提供する側から見れば、分担するリスクは契約書上の契約金額となる。冒険貸借と異なり、保険契約の場合は、損失が発生した際に支払うお金が仮に手元になかったとしても、保険契約を結ぶことができる。つまり先に保険料を受け取り、もし事故がなかったら、一銭の支出もなく、受け取った保険料だけが手元に残るといふビジネスが成立した。

ロンドン大火と火災保険の成立

このように、保険ビジネスは海上貿易から生まれた。海上保険の場合は、航海ごとに保険が組成され、一度きりでその役割を終えていた。それが1666年に発生したロンドン大火のあと、海上貿易で利用されていた保険の仕組みを、建築物の火災にも当てはめようという発想が生まれた。ただし、航海ごとに組成されてはその都度解散する保険と、火災保険には大きな違いがあった。それは、火災保険の場合は建物が存続する限り保険期間が継続しうることと、複数の加入者の契約を束ねる保険という仕組みとなることである。このような保険を成立させるためには、一定の初期資本が必要である。当時のロンドンには、そのような初期資本をもつ金満家が多く生まれていたようで、初期資本が必要となる火災保険の成立を可能にした。金満家が多く生まれたのは、大火のあとに大建築ブームが巻き起こり、その建築を担った人たちに大金が舞い込んだからである。手元に積みあがった大金をうまく活用することができないかと思っている中で生まれたのが火災保険のアイデアだったと言われている。この火災保険の発達によって、数理計算によるリスク管理や、大数の法則と呼ばれる現在の保険の原理原則が形成されていった。

南海泡沫事件と勅許保険会社

火災保険の成立はロンドンの金満家達にとっては、大変うまみのあるビジネスとなった。先に述べたとおり、保険には他のビジネスにはない優れた特徴があるので、大火でも起こらない限り、確実に儲かるビジネスだった

のだ。ところが、それを覆したのが、1720年に起こった南海泡沫事件である。南海泡沫事件とは、イギリスで起こった投機ブームによる株価の急騰と暴落であり、バブル経済の語源になった事件とも言われている。南海泡沫事件は会計監査制度が発足するきっかけになった事件でもあり、近現代の経済に与えた影響は非常に大きい。そして南海泡沫事件は保険ビジネスにも大きな影響を与えた。

保険ビジネスを手掛けていた金満家達は、ロンドン大火で儲けた金や保険ビジネスで受け取った金の一部を株式投資等にも回していたと考えられる。そして、その多くが南海泡沫事件によって、読んで字のごとく泡と消えた。そして支払いますと約束していた保険金が払えなくなった。こういった事態を受けて、イギリス議会は泡沫会社禁止法 (Bubble Act, 1720) を制定し、さまざまな規制をかけた。その中で保険会社について国王の特別な許可 (勅許) を2社のみを与え、それ以外の保険会社を禁止した。しかし、このことによって、保険の不払い

といった事故が無くなった訳ではなかった。逆に多くの保険が個人の引受業者に移り、ロイズ・コーヒーハウスなどで取引が行われるようになった。そして、十分な支払い能力もないままに、投機的な保険契約も多く行われ、保険不払いのトラブルが数多くあったと想像できる。

このような経緯を経て、保険ビジネスは各法域に於いて厳しく監督されるビジネスとなった。そして、このことが、保険契約に関する会計が法域ごとに独自に発展することの要因となる。筆者の個人的な見解であるが、保険ビジネスは当局による規制に合わせて発展するビジネスであると言っても良いと思う。規制の範囲の中で工夫をして商品開発をするので、規制の枠組みを取っ払って、ビジネスそのものを公正に比較できるような会計基準の開発は至難の業であった。このためIASBがIFRS第17号を完成させ発効にこぎつけるまで25年もの歳月を費やさざるを得なかったのである。

令和5年3月決算における税務上の留意事項

デロイト トーマツ税理士法人 税理士 なかむら ひろこ 中村 浩子

令和5年3月決算においては、主に令和4年度税制改正の内容が初めての適用を迎える。

令和4年度税制改正においては、賃上げに係る税制措置の抜本的強化（給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の改組）やオープンイノベーション促進措置の拡充が行われている。

また、令和4年4月1日以後開始事業年度については、連結納税制度がグループ通算制度に改組され、令和4年度税制改正により、その投資簿価修正制度の内容の一部見直しが行われた。

本稿では、これらのうち、主要な事項についての解説

を行う。

法人課税

1. 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度（賃上げ促進税制）の改組

(1) 賃上げ促進税制の適用関係

賃上げ促進税制による特別控除制度は、2つの措置により構成されており、それぞれの措置に係る適用関係、対象法人、税額控除限度額は、以下のとおりである。

項目	内容	
	大企業向け	中小企業向け
適用関係	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度	
対象法人	全ての青色申告法人 （設立事業年度は対象外） 資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である場合には、給与等の引上げ方針等をインターネット経由で公表したことを経済産業大臣に届け出ていること	青色申告書を提出する中小企業者等 （設立事業年度は対象外）
税額控除限度額	当期の法人税額の20%	

(2) 大企業向け賃上げ促進税制（旧人材確保等促進税制）

賃上げ促進税制の適用要件について、継続雇用者に対する給与等支給額の増加に着目した措置に改正された。また、賃上げや教育訓練に積極的な企業については、税額控除率が上乘せされる。

具体的には、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において、青色申告書提出法人が国内雇用者に対して給与等を支給する場合に、継続雇用者給与等支給額の前期継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる措置に改正された。また、継続雇用者給与等支給額の前期継続雇用者給与等支給額に対する増加割合が4%以上であるときは、税額控除率に10%を上乘せし（25%の税額控除率）、教育訓練費の額の前期教育訓練費の額に対する増加割合が20%以上であるときは、税額控除率に5%が上乘せされる（20%又は30%の税額控除率）（措法42の12の5①）。

なお、一定規模以上の大企業についてはマルチステークホルダー方針を公表し、経済産業大臣から発出される公表に関する通知書の写しを申告書に添付する必要がある。

項目		改正前	改正後
適用要件	①賃上げ要件	A 雇用者給与等支給額 > 前期の雇用者給与等支給額	
		B 新規雇用者給与等支給額 ≥ 前期の新規雇用者給与等支給額 × 102%	継続雇用者給与等支給額 ^{*1} ≥ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 103%
	②賃上げ要件 (上乗せ要件)	無し	継続雇用者給与等支給額 ≥ 前期の継続雇用者給与等支給額 × 104%
	③教育訓練要件 (上乗せ要件)	教育訓練費 ^{*2} ≥ 前期の教育訓練費 × 120%	
	マルチステークホルダー方針の公表	無し	事業年度終了の日における、資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が1,000人以上である法人は、経済産業省の告示に従って、①マルチステークホルダー方針をホームページに公表し、②公表した旨を経済産業大臣へ届出、③経済産業大臣から発出される届出の受理通知書の写しを申告書に添付する必要がある。 ^{*3}
税額控除	適用要件①(賃上げ要件)を満たす場合	控除対象新規雇用者給与等支給額 × 15%	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*4} × 15%
	適用要件②(上乗せ要件)を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*4} × 25%
	適用要件①(賃上げ要件)と③(教育訓練要件)を満たす場合	控除対象新規雇用者給与等支給額 × 20%	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*4} × 20%
	適用要件②(上乗せ要件)と③(教育訓練要件)を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*4} × 30%
	限度額	当期の法人税額の20%	
対象法人		青色申告法人(設立事業年度は対象外)	

*1 継続雇用者給与等支給額とは、国内の継続雇用者(適用事業年度及び前事業年度の全月分の給与等の支給がある雇用保険の一般被保険者で、高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていないものをいう)に対する給与等の支給額をいう。ただし、出向負担金等の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額(雇用安定助成金額を除く)がある場合には、当該金額を控除する。

例えば、新規雇用者、退職者、無給の休職者、雇用保険の一般被保険者ではないパートやアルバイトは、継続雇用者に該当しない。

*2 教育訓練費は、具体的に政令で定められており、例えば、外部講師報酬、外部施設使用料、委託研修費、外部研修参加費等を指す。

教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合には、教育訓練費の明細を記載した書類の保存(改正前:確定申告書等への添付)をしなければならない。

*3 マルチステークホルダー方針の公表とは、経済産業省の告示に従い、従業員や取引先等、事業上の関係者との関係構築の方針として、給与等の支給額の引上げや取引先との適切な関係構築等の方針を自社のホームページに公表する手続をいう。また、経済産業大臣へ公表した旨を届け出る手続は、経済産業省の申請ウェブサイトから行う必要がある。

*4 控除対象雇用者給与等支給増加額とは、適用年度の雇用者給与等支給額から前事業年度の雇用者給与等支給額を控除した金額をいう(出向負担金等を除いて計算)。ただし、適用年度の雇用安定助成金額を控除した後の雇用者給与等支給額から、前事業年度の雇用安定助成金額を控除した後の雇用者給与等支給額を控除した金額を上限とする。また、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度の適用がある場合には、所要の調整を行う。

(3) 中小企業向け賃上げ促進税制(旧所得拡大促進税制)

中小企業における賃上げ促進税制について、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において、税額控除率の上乗せ措置が次のように見

直された上、適用期間が1年延長された(措法42の12の5②)。

■雇用者給与等支給額の前期雇用者給与等支給額に対する増加割合が2.5%以上である場合には、税額控除率に15%を加算する(30%の税額控除率)

■教育訓練費の額の前期教育訓練費の額の額に対する増 加割合が10%以上である場合、税額控除率に10%を 加算する（25%又は40%の税額控除率）

項目		改正前	改正後	
適用要件	①賃上げ要件	雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 \times 101.5%		
	②賃上げ要件 (上乗せ要件)	無し	雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 \times 102.5%	
	③教育訓練要件 (上乗せ要件)	A	雇用者給与等支給額 \geq 前期の雇用者給与等支給額 \times 102.5%	教育訓練費 ^{*1} \geq 前期の教育訓練費 \times 110%
		B	以下のいずれかの要件を満たす A) 教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の年平均額 \times 110% B) 期末日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けたもので、その経営力向上計画に従って経営力向上が確実に行われたものとして証明されたものであること	
税額控除	適用要件①（賃上げ要件）を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*2} \times 15%		
	適用要件②（上乗せ賃上げ要件）を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*2} \times 30%	
	適用要件①（賃上げ要件）と③（教育訓練要件）を満たす場合	控除対象雇用者給与等支給増加額 \times 25%		
	適用要件②（上乗せ賃上げ要件）と③（教育訓練要件）を満たす場合	無し	控除対象雇用者給与等支給増加額 ^{*2} \times 40%	
	限度額	当期の法人税額の20%		
対象法人		青色申告法人（設立事業年度は対象外）		

*1 大企業向け賃上げ促進税制(1)の*2を参照

*2 大企業向け賃上げ促進税制(1)の*4を参照

2. 大企業についての一定の租税特別措置の停止措置の見直し

平成30年度税制改正により導入され、令和3年度税制改正により適用期限の延長、停止対象の税額控除が拡大された大企業についての一定の租税特別措置の停止措置について、以下のいずれにも該当する場合には、継続雇用者給与等支給額に係る要件を、現行の「継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること」から、「継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が1%以上（令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度にあっては、0.5%以上）」と強化された（措法42の13⑤、68の15の8⑥）。

■資本金の額等が10億円以上であり、かつ、常時使用する従業員数が1,000人以上である

■前事業年度の所得金額が零を超える一定の場合
この一定の租税特別措置の停止は「ムチ税制」とも呼

ばれ、一定の要件を満たさない大企業について、対象となる租税特別措置が適用できないとされるものである。

具体的には、大企業が前期比で所得が増加しているにもかかわらず、賃上げ要件及び設備投資要件（国内設備投資額が当期償却費総額の30%相当額を超えること）のどちらも満たさない場合には、その事業年度については、研究開発税制その他の一定の税額控除を適用できないとされている。この見直しでは、所得が拡大しているにもかかわらず、賃上げにも投資にも、特に消極的な一定規模以上の大企業に対し、停止措置が更に強化されることとなった。

停止措置の対象制度は、以下のとおりである。

- 研究開発税制
- 地域未来投資促進税制
- 5G投資促進税制
- DX投資促進税制
- カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

3. オープンイノベーション促進税制の拡充

青色申告書を提出する株式会社等が、スタートアップ企業（特別新事業開拓事業者）とのオープンイノベーションに向け、スタートアップ企業の新規発行株式を一定額以上取得する場合、取得株式の取得価額の25%相当

額を課税所得から控除できる課税の特例（オープンイノベーション促進税制）について、次の見直しが行われた上、適用期限が2年延長された（措法66の13①、措令39の24の2①、措規22の13②、産業競争力強化規則2二）。

項目	改正前	改正後
特別新事業開拓事業者（スタートアップ企業）の設立日以降の期間に係る要件	設立日以後10年未満であること	設立日以後10年未満※であること ※売上高に占める研究開発費の割合が10%以上の赤字会社については15年未満
特定株式の保有見込期間要件及び特別勘定の益金算入期間	5年	3年
適用期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日までの期間内の日を含む事業年度	令和2年4月1日から令和6年3月31日までの期間内の日を含む事業年度
特定株式の取得期限	令和4年3月31日	令和6年3月31日

4. 5G投資促進税制の見直し

青色申告書を提出する法人が、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」の規定に基づく認定導入計画に従って、認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合、当該設備の取得価額の15%相当額の税額控除又は30%相当額の特別償却を適用できる課税の特例（5G投資促進税制）につ

いて、次の見直しが行われた上、その適用期限が3年延長された（措法42の12の6①②、措規20の10の2）。

(1) 適用要件等の見直し

安全性・信頼性が確保された5G設備の導入を促す観点から、適用要件等の見直しが行われ、適用期限が令和7年3月31日までに延長された（措法42の12の6①、措規20の10の2）。

項目	改正前	改正後
適用要件	(全国5G) 特定基地局が開設計画に係る特定基地局（屋内等に設置するもの及び5G高度特定基地局を除く）の開設計画が属する年度より前の年度に開設されたものであること	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記要件を廃止 ➢ 5G高度特定基地局を追加
	—	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 補助金等の交付を受けたものを除外
対象設備	■全国5G（送受信装置、空中線（アンテナ）） （3.6GHz超4.1GHz以下、4.5GHz超4.6GHz以下の周波数の電波を使用する無線設備を行うために用いられるものに限る）	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 左記の括弧書きの無線設備について、多素子アンテナを用いないものを追加（*1） ➢ マルチベンダー構成のものに限定 ➢ スタンドアロン方式のものに限定
	■ローカル5G（送受信装置、空中線（アンテナ）、通信モジュール、交換設備、伝送路設備（光ファイバを用いたもの））	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 導入を行うシステムの用途がローカル5Gシステムの特性を活用した先進的なデジタル化の取組みであるものに限定（*2）
設備取得・事業供用開始期限	令和4年3月31日まで	令和7年3月31日まで

(*1) 条件不利地域以外の地域については令和6年4月1日以後に事業の用に供するものについて適用

(*2) 例として、導入の主たる目的が「集合住宅等の一般家庭向けにインターネットサービスを提供すること及びそれに類すること」であるものは適用対象外とされている（経済産業省「5G導入促進税制Q&A」7頁）

(2) 税額控除率の見直し

税額控除率については、地方を中心に集中的な整備が図られるよう、以下のとおり段階的に引き下げられる（措法42の12の6②）。なお、特別償却を選択した場合

の特別償却率（30%）については変更されていない。

設備	改正前	改正後		
		令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
全国5G（条件不利地域）、ローカル5G	15%	15%	9%	3%
全国5G（条件不利地域以外）		9%	5%	

5. 交際費等の損金不算入制度等の期限延長

交際費等の損金不算入制度についてその適用期限が2年延長されたとともに、接待飲食費に係る損金算入の特

例期限が2年延長された。中小法人に係る損金算入の特例の適用期限についても、2年延長された（措法61の4）。

資本金の額等に応じた各種制度の適用関係は、次の表のとおりである。

項目	資本金の額等>100億円	100億円≧資本金の額等>1億円	資本金の額等≦1億円
接待飲食費に係る特例	適用なし	適用あり	適用あり
中小法人の特例	適用なし	適用なし	選択適用

6. 少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等

次の制度について、次の表のとおり対象資産が見直し

れ、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については適用期限が2年延長された（法令133、133の2、措法67の5）。

項目	改正後
少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度	■ 対象資産から、取得価額が10万円未満の減価償却資産のうち貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供したものが除外された
一括償却資産の損金算入制度	■ 対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産が除外された
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	■ 対象資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く）の用に供した資産が除外された ■ 適用期限2年延長

7. 大法人に対する法人事業税所得割の税率の見直し

(1) 概要

法人事業税の所得割の標準税率について、改正前では3未満の都道府県において事務所又は事業所を設けて事

業を行う場合に、所得金額に応じた軽減税率が適用されていた。しかし、本改正により、資本金が1億円超の大法人である外形標準課税適用法人について、以下のとおり軽減税率の適用を廃止することとされた（地法72の24の7①一八）。

	年400万円以下の所得	年400万円超800万円以下の所得	年800万円超の所得
改正前	0.4% (1.44%)	0.7% (2.52%)	1.0% (3.6%)
改正後		1.0% (3.6%)	

(*) 上記括弧書は、法人事業税の所得割の標準税率に特別法人事業税（所得割標準税率×260%）を加味した税率

(2) 適用関係

上記の改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。

8. 完全子法人株式等に係る配当等についての源泉徴収の廃止

一定の内国法人が支払を受ける配当等で次に掲げるものについては、所得税を課さず、その配当等に係る所得の源泉徴収は行わないこととされ、令和5年10月1日以後に支払を受けるべき配当等について適用される（所法177、212）。

■完全子法人株式等（株式等保有割合100%）に係る配当等

■配当等の支払に係る基準日において、当該内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式等の総数に占める割合が3分の1超である場合における当該他の法人の株式等に係る配当等

完全子法人株式等（株式等保有割合100%）及び関連

法人株式等（株式等保有割合3分の1超）に係る受取配当等については、配当等計算期間にわたる継続保有を要件に、受取法人において100%益金不算入となるが（関連法人株式等の配当等については負債利子控除後の金額）、改正前ではいったん源泉徴収をすることとされていた。これらの配当等に係る源泉徴収が不適用となる。なお、3分の1超保有する場合の判定は、あくまでも配当等基準日時点の現況により行い、継続保有要件は課されない。

9. 隠蔽仮装行為に基づく確定申告書等における簿外経費の取扱い

(1) 概要

税務調査の現場において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者や証拠書類を仮装して簿外経費を主張する納税者への対応として、以下の措置が設けられた（法法55③）。

区分	要件及び事由
①対象となるケース	法人が隠蔽仮装※1行為に基づき確定申告書を提出している場合又は無申告の場合
②対象となる費用等	以下の費用の額等※2で、③に掲げる場合に該当するものを除く ■ 上記①の確定申告書に係る事業年度の売上原価の額（販売した資産の取得に直接要した額等を除く） ■ 上記①の確定申告書に係る事業年度の販売費、一般管理費等の費用の額及び損失の額
③除外される要件	■ 保存する帳簿書類等により上記②の費用等の額の基因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合（災害その他やむを得ない場合を除く） ■ 保存する帳簿書類等により上記②の費用等の額の基因となる取引の相手方が明らかである場合その他当該取引が行われたことが明らかであり、又は推測される場合であって、税務当局の反面調査等によって、当該取引が行われ、これらの額が生じたことと認める場合
④所得計算上の取扱い	その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない

※1 隠蔽仮装とは、いわゆる二重帳簿の作成、帳簿書類の隠匿・虚偽記載等、証明書その他の書類を改ざんなどの事実がある場合をいう。

※2 その法人がその事業年度の確定申告書を提出していた場合には、上記②の費用等の額のうち、その提出したその事業年度の確定申告書等に記載した課税標準等の計算の基礎とされていた金額は、本措置の対象から除外される（すなわち、上記③の要件を充足しなくても従来どおり直ちに損金不算入とはならない）。

(2) 適用関係

上記の改正は、令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用される。

調和した生産活動に取り組もうとする農林漁業者等を後押しすることを目的として、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の制定に関し、設備投資に対する税制上の支援措置が創設された（措法44の4）。

10. その他

(1) 環境負荷低減事業活動用資産・基盤確立事業用資産の特別償却

農林水産業の持続可能性を確保する観点から、環境と

区分	要件及び事由	
	①環境負荷低減事業活動用資産	②基盤確立事業用資産
適用事業者	青色申告書を提出する法人で農林漁業者であるもの	青色申告書を提出する法人
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けること ■ 環境負荷低減事業活動用資産※1の取得等を行うこと ■ その法人の環境負荷低減事業活動又は特定環境負荷低減事業活動の用に供すること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律の基盤確立事業実施計画の認定を受けること ■ 基盤確立事業用資産※2の取得等を行うこと ■ その法人の一定の基盤確立事業の用に供すること
措置内容	取得価額の32%（建物及びその付随設備並びに構築物は16%）の特別償却	
適用期限	同法の施行の日（令和4年7月1日）から令和6年3月31日までに取得等・事業供用について適用	

※1 環境負荷低減事業活動用資産とは、認定環境負荷低減事業活動実施計画等に記載された環境負荷低減事業活動等の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、一定の要件に該当するもののうち、その取得価額が100万円以上であること。

※2 基盤確立事業用資産とは、認定基盤確立事業実施計画に記載された基盤確立事業の用に供する設備等に該当する機械その他の減価償却資産で、化学農薬又は化学肥料に代替する生産資材（普及割合が一定割合以下のものに限る）を製造する専門の設備等であること。

(2) 地方拠点強化税制の見直し

行われた上で、適用期限が2年延長された。

地方拠点強化税制について、次の表のとおり見直しが

項目	改正後
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（措法42の11）（オフィス減税）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日から同日の翌日以後3年（現行：2年）を経過する日までの間に、取得等をして、事業の用に供した特定建物等が対象 ■ 中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除く）以外の法人の取得価額要件が2,500万円以上（現行：2,000万円以上）に引き上げられた ■ 適用期限2年延長
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の税額控除制度（措法42の12）（雇用促進税制）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「地方事業所基準雇用者数のうち、有期雇用又はパートタイムである新規雇用者を除いた数が2人以上であること」との要件が廃止された ■ 対象雇用者の範囲に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の日以後に特定業務施設以外の施設において新たに雇用された無期雇用かつフルタイムの要件を満たす雇用者で同日を含む事業年度終了の日において特定業務施設に勤務する者が加えられた ■ 対象雇用者の範囲から、有期雇用又はパートタイムである転勤者が除外された ■ 適用期限2年延長
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定要件（関係法令の改正を前提とした見直し）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 拡充型事業の対象となる地方活力向上地域の要件について、「事業者の立地を目的として地方公共団体によって産業基盤となる情報通信環境が整備され、又は整備を図るための具体的な計画の対象となっていること」との要件を満たす場合には、「産業の集積が形成されていること又は地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画の対象となっていること」との要件を満たすことが不要とされた ■ 特定業務施設の範囲に、情報サービス事業部門のために使用される事務所が加えられた ■ 特定業務施設において常時雇用する従業員の数及び特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数に関する要件について、中小企業者の場合には1人以上（現行：2人以上）とされた
雇用促進計画の提出期限	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定の日から3月以内（現行：2月以内）とされた

(3) 農林水産物・食品の輸出拡大に向けた措置の創設

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の改正

を前提に、青色申告書を提出する法人で同法の認定輸出事業者であるものが、同法の改正法の施行の日（令和4年10月1日）から令和6年3月31日までの間に、輸出

事業用資産の取得等をして、その法人の輸出事業の用に供した場合には、5年間30%（建物及びその附属設備並びに構築物については、35%）の割増償却ができることとされた（措法46の2）。

輸出事業用資産		割増償却率	その他の要件
認定輸出事業計画に記載された輸出事業の用に供する施設に該当する右記資産のうち、次の要件等に該当するもの ■ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと ■ 農産物等輸出拡大施設整備事業による補助金の交付を受けないこと	建物及びその附属設備構築物	35%	割増償却は、輸出事業用資産の一定割合以上を輸出事業の用に供していることにつき証明された事業年度のみ、適用できる
	機械装置	30%	

(4) 固定資産の取得等の後に補助金等の交付を受けた場合の圧縮記帳制度の適用の明確化

次の制度について、固定資産の取得等の後に国庫補助金等の交付を受けた場合等の取扱いが法令上明確化された（法42他）。

- 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- 工事負担金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度

- 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- 保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度
- 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例

(5) その他の租税特別措置等

その他の租税特別措置等について、次のとおり適用期限の延長及び内容の見直し等が行われた。

項目	延長及び見直し等の内容
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（措法42の10）	■ 適用期限2年延長
海外投資等損失準備金制度（措法55）	■ 適用期限2年延長
中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置（措法66の12）	■ 対象から銀行等保有株式取得機構の欠損金額を除外する措置が租税特別措置法に規定された ■ 不適用措置の適用期限2年延長
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（措法42の11）	■ 関係法令の改正を前提に対象事業から付加価値の高い農林水産物若しくは加工食品の効率的な生産若しくは輸出の促進を図るために必要な技術の研究開発又は当該技術の活用に関する事業が除外された ■ 適用期限2年延長
障害者を雇用する場合の特定機械装置の割増償却制度（旧措法46）	■ 適用期限の到来をもって廃止
倉庫用建物等の割増償却制度（措法48）	■ 割増償却率が8%（現行：10%）に引き下げられる ■ 関係法令の改正を前提に対象となる特定流通業務施設の設備要件に物流業務の自動化・機械化関連機器を有するものであることとの要件が加えられた ■ 適用期限2年延長
特定災害防止準備金制度（旧措法56）	■ 適用期限の到来をもって廃止 ■ 令和4年3月31日を含む事業年度終了の日において廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物処理施設の設置許可を受けている法人について、次の経過措置が講じられた > 令和6年3月31日以前に開始する各事業年度については現行どおりの準備金積立率による積立てが認められる > 同年4月1日から令和11年3月31日までの間に開始する各事業年度については現行法による準備金積立率（60%）に対して1年ごとに6分の1ずつ縮小した率による積立てが認められる

国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（措法61）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関係法令の改正を前提に対象事業から次の事業が除外された <ul style="list-style-type: none"> ▶ 我が国において事業を行い、又は行おうとする外国会社、国際機関その他の者並びにその従業員等及びその家族が、我が国における事業活動、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようになるための経営管理の支援、保育サービス又は介護サービスの提供、家事支援活動、外国語による必要な情報の提供及び助言その他の必要な援助を行う事業 ▶ 外国人旅客の中長期の滞在に適した施設を使用させる事業その他の外国人旅客の滞在に資する役務を提供する事業 ■ 適用期限 2年延長
平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例（旧措法66の2）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適用期限が到来したため、その規定が削除された
農業協同組合等の合併に係る課税の特例（措法68の2）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適用対象から、出資を有しない組合のみで行う合併が除外された ■ 適用期限 3年延長

11. グループ法人税制

令和2年度税制改正により連結納税制度はグループ通算制度に改組されたが、それに伴い、通常の単体申告を行っている法人にも影響のある改正（グループ法人税制についての改正）が行われ、令和4年4月1日以後開始事業年度について適用が開始される。

本改正は、グループ通算制度を適用している場合のみならず、通常の単体申告を行っている場合でも適用されるため注意が必要である。

本改正は原則として、令和4年4月1日以後開始事業年度について適用される。

具体的な改正内容は次のとおりである。

項目	改正内容
受取配当等の益金不算入制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 関連法人株式等又は非支配目的株式等に該当するかどうかの判定については、完全支配関係のあるグループ内（改正前：連結グループ内）の法人全体の保有株式数等により行う ■ 関連法人株式等に係る負債利子控除額が、関連法人株式等に係る配当等の額の4%相当額（その事業年度において支払う負債利子の額の10分の1相当額を上限）に変更される
寄附金の損金不算入制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額とされる
貸倒引当金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 完全支配関係のあるグループ内（改正前：連結グループ内）の法人間の金銭債権が貸倒引当金の対象となる金銭債権から除外される
資産の譲渡に係る特別控除額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 資産の譲渡に係る特別控除額の特例について、完全支配関係のあるグループ内（改正前：連結グループ内）の各法人の特別控除額の合計額が定額控除限度額（年5,000万円）を超える場合には、その超える部分の金額が損金不算入とされる

グループ通算制度

連結納税制度は、令和2年度税制改正により、令和4年4月1日以後開始事業年度につきグループ通算制度に改組されたが、その適用開始に当たっての最終の手直しが行われ、投資簿価修正等について一部見直された。

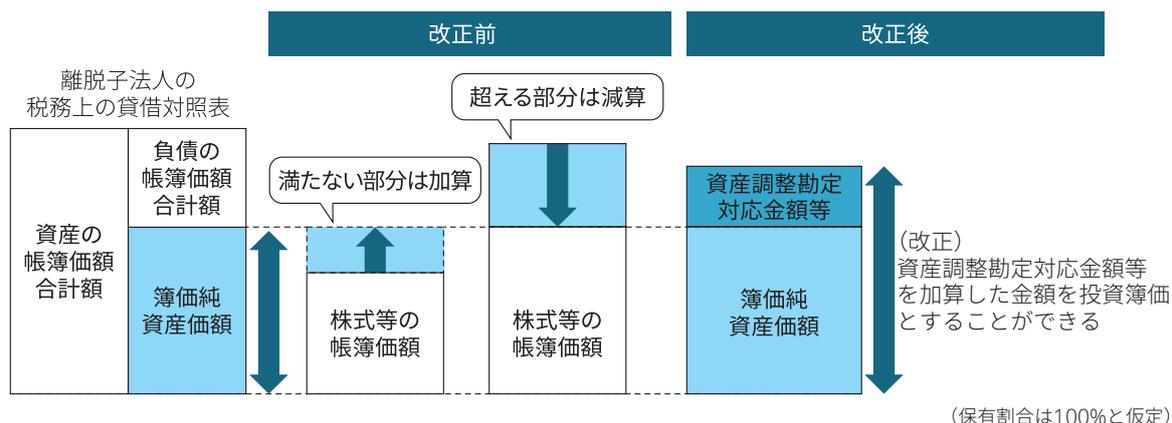
1. 投資簿価修正制度の見直し

(1) 見直しの概要

通算子法人の通算グループ離脱時に、その離脱子法人の株式を保有する各通算法人において、離脱子法人株式の投資簿価修正をするに当たり、離脱子法人株式の帳簿

価額とされる金額（離脱する通算子法人の簿価純資産価額）にその資産調整勘定対応金額等を加算できる特例が設けられた。グループ通算制度における投資簿価修正を行うと過年度に支出した買収プレミアム相当額の損金算入機会が失われる場合があり、経済界からの税制改正要望が強まったため、これに対応したものである。

改正前のグループ通算制度における投資簿価修正の基本的な考え方は、離脱子法人への投資簿価を、その中身である離脱子法人の簿価純資産価額で測るものである。具体的には、通算グループから通算子法人が離脱する場合、その株式等を保有する通算法人において、その帳簿価額が離脱子法人の簿価純資産価額×保有割合に等しくなるように、投資簿価を修正することとされている（法令119の3⑤、119の4①）。



この投資簿価修正を行うと、通算子法人株式を外部譲渡した場合に、株主である通算子法人において計上される譲渡損益は、当該通算子法人における資産・負債の含み損益相当のみになる。

そのため、過年度に業績を期待してプレミアムを付けて買収した子法人について、結果的に業績が上がらず、投資簿価がその中身に比して高くなっているような場合に、当該投資簿価修正を行うと、その投資簿価が簿価純資産に等しくなるよう株式帳簿価額が修正され、株式譲渡損がほとんど計上されない結果になる点が問題となっていた。

そこで、過年度に支出したプレミアム相当分（資産調整勘定対応金額等）の概念を導入し、その金額について投資簿価に加算できるよう、改正が行われることになった。

なお、当該措置については、連結納税制度からグループ通算子法人に移行したグループの連結開始・加入子法人についても対象となることとされている。

また、対象となる離脱子法人からは、主要な事業の継

続が見込まれないことにより離脱等に伴う資産の時価評価制度の適用を受ける法人が除かれる。

(2) 資産調整勘定対応金額等とは

離脱子法人株式の帳簿価額とされる金額に加算できる「資産調整勘定対応金額等」の計算方法は、以下のとおりとされており、その子法人を買収したときの株式取得価額のうち、個別資産・負債の時価を超える金額として次のように算出される。

■資産調整勘定対応金額等

＝離脱子法人の通算開始・加入前に通算グループ内の法人が時価取得した子法人株式の取得価額のうち、その取得価額を合併対価としてその取得時にその通算子法人を被合併法人とする非適格合併を行うものとした場合に資産調整勘定又は負債調整勘定として計算される金額に相当する金額

⇒非適格合併の合併法人における受入れ処理を転用し、子法人株式取得時の買収プレミアムの部分のように計算することになる

$$\text{資産調整勘定対応金額等} = \text{通算子法人株式の取得価格} - \text{個別資産・負債の時価純資産価格 (営業権にあっては資産として取引される習慣のあるものに限る)}$$

- 子法人株式の時価取得が段階的に行われる場合又は通算グループ内の複数の法人により行われる場合には、各通算子法人の各取得時における調整勘定として計算される金額×取得株式数割合の合計額
- 当該通算子法人を被合併法人等とする非適格合併等が行われた場合には零
- 当該措置を適用するかどうかについては離脱子法人ごとに判断し、適用する場合にはそれぞれ全ての取得の時の資産調整勘定対応金額等を加算・減算する必要がある。
- ✧ ただし、対象株式の取得の時期が古いなどの理由により、当該取得の時の資産調整勘定対応金額等の計算が困難であると認められる場合において、以下の双方に該

当するときは、課税上弊害がない限り、当該特例の適用を受けることができる（法基通2-3-21の4）。

- 当該取得の時に計算される資産調整勘定対応金額等を零とする
- その後に追加取得した対象株式について各追加取得の時の資産調整勘定対応金額等を計算し、その計算の基礎となる事項を記載した書類を保存する
- ✧ 計算が困難とした部分に負債調整勘定対応金額（マイナスの資産調整勘定対応金額）が見込まれる場合には、課税上弊害がある場合に該当するとされており、注意が必要である。

(3) 適用要件

当該措置の適用は、離脱子法人の株式を保有する各通算法人の全てが以下の明細書の添付を行い、そのうちのいずれかの法人が書類を保存している場合に限られる（法令119の3⑥、法規27①一）。

■その離脱子法人に係る資産調整勘定対応金額等について離脱時の属する事業年度の確定申告書等にその計算に関する明細書の添付が必要

■計算の基礎となる事項を記載した書類を保存

2. 通算子法人離脱等に伴う資産の時価評価対象の見直し

通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価制度について、時価評価資産から除外される資産から帳簿価額1,000万円未満の営業権が除外され、営業権については帳簿価額を問わず時価評価対象とされる。

離脱時の時価評価の対象になる場合	対象資産	改正後
①当該離脱法人の離脱直前事業年度終了の時前に行う主要な事業が当該通算法人であった内国法人において引き続き行われることが見込まれていない場合	固定資産、土地等、有価証券、金銭債権、繰延資産	帳簿価額1,000万円未満の資産は対象外とされているが、営業権については帳簿価額を問わず対象とされる
②当該離脱法人の株式又は出資を有する他の通算法人において、離脱直前事業年度終了の時後に当該株式又は出資の譲渡又は評価替えによる損失の額が生ずることが見込まれている場合（①に該当する場合を除く）	当該通算法人が離脱直前事業年度終了の時、有する①の資産のうちその時後に譲渡、評価換え、貸倒れ、除却その他の事由が生ずることが見込まれているもの（帳簿価額が10億円を超えるものに限る）	改正無し

国際課税／組織再編

1. 外国法人に対する過大支払利子税制の適用範囲の見直し

(1) 概要

外国法人について、過大支払利子税制（対象純支払利子等に係る課税の特例）は、恒久的施設帰属所得の計算においてのみ適用することとされていた。今般の改正により、外国法人の法人税の課税対象とされる次に掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算上も本制度が新たに適用され、適用範囲が拡大されている（措法66の5の2⑧）。

■ 恒久的施設を有する外国法人に係る恒久的施設帰属所得以外の国内源泉所得

■ 恒久的施設を有しない外国法人に係る国内源泉所得
この結果、外国法人において過大支払利子税制の適用対象となる所得は、下図の緑枠内（現行）に水色枠内（改正により追加）を加えたものとなる。

所得の種類		外国法人		
		PEを有する外国法人		PEを有しない外国法人
		PEに帰属する所得	PEに帰属しない所得	
国内源泉所得	(事業所得)	PEに帰せられるべき所得 【法人税】	【法人税】	
	①国内にある資産の運用・保有 (下記⑥～⑬に該当するものを除く)		改正後新に適用の対象となる所得	
	②国内にある資産の譲渡 (右のものに限る)		国内にある不動産の譲渡 国内にある不動産の上に存する権利等の譲渡 国内にある山林の伐採又は譲渡 買い集めた内国法人株式の譲渡 事業譲渡類似株式の譲渡 不動産関連法人株式の譲渡 国内のゴルフ場の所有・経営に係る法人の株式の譲渡 等	
	③人的役務の提供事業の対価 ④国内不動産の賃貸料等 ⑤その他の国内源泉所得		改正前における適用対象所得	
	⑥債券利息等 ⑦配当等 ⑧貸付金利息 ⑨使用料等 ⑩事業の広告宣伝のための賞金 ⑪生命保険契約に基づく年金等 ⑫定期積金の給付補償金等 ⑬匿名組合契約等に基づく利益の分配		【源泉徴収のみ】	
国内源泉所得以外の所得		課税対象外		

(注) ⑥から⑬の国内源泉所得の区分は所得税法上のものであり、法人税法上これらの国内源泉所得の区分は設けられていない。

2. 子会社株式簿価減額特例の見直し

子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避を防止するための措置（子会社株式簿価減額特例）について、次の見直しが行われた（法令119の3②二）。

(1) 適用除外要件（特定支配日利益剰余金額要件）の見直し

1) 概要

子会社株式簿価減額特例は、①内国株主割合要件、②特定支配日利益剰余金額要件、③10年超支配要件、④金額要件のいずれかを満たす場合には不適用とされる。このうち、特定支配日利益剰余金額要件について、以下2)の要件を満たす場合には一定の調整計算3)が認められることとなった。

2) 要件

- ① 子法人の対象配当等の額に係る決議日等前に最後に終了した事業年度（以下「直前事業年度」）終了の日の翌日からその対象配当等の額を受けるまでの期間（以下「対象期間」）内にその子法人の利益剰余金の額が増加していること
- ② 対象期間内にその子法人の株主等がその子法人から受ける配当等の額に係る基準時のいずれかが、直前事業年度の終了の日の翌日以後であること
- ③ 一定の書類保存要件を満たすこと

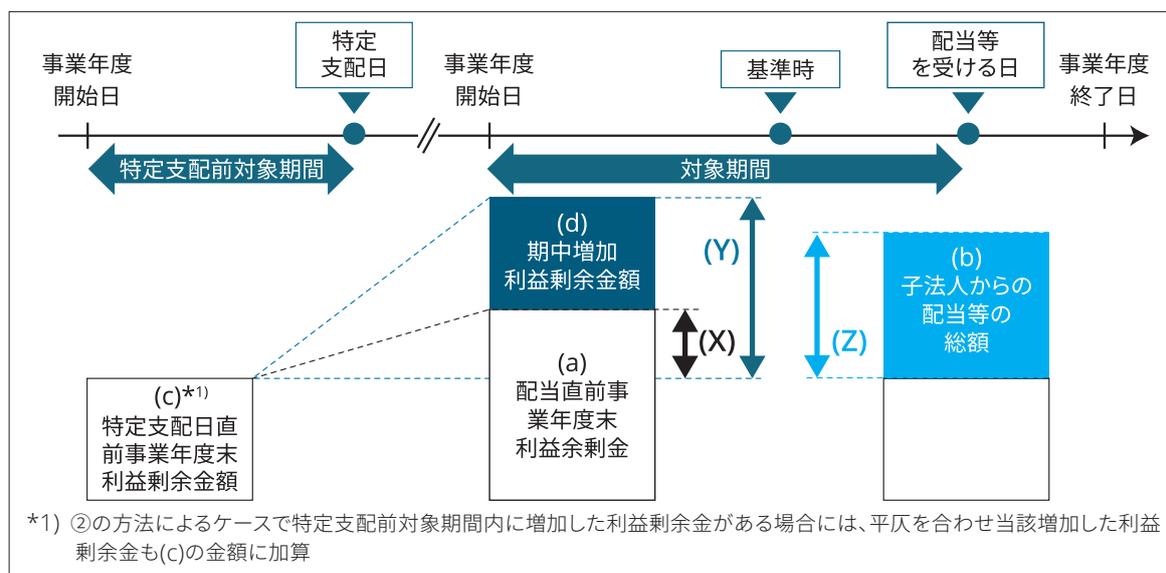
3) 内容

特定支配日利益剰余金額要件の判定式について、下記の②の方法によることが認められる（任意適用）。

① 原則	(X) と (Z) を比較
② 例外	(Y) と (Z) を比較

改正

適用除外要件（特定支配日利益剰余金額要件）



上記改正は、株式帳簿価額から減額する金額に関する特例計算においても援用されている（法令119の3⑩）。

(2) 適用回避防止規定（適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた適用回避に対するもの）の適用の緩和

1) 概要

子会社簿価減額特例においては適用回避防止規定が設けられている（法令119の3⑭）。この適用回避防止規定には、①合併・分割型分割を用いた適用回避スキームに対応するものと、②適用除外基準を満たす子会社を経由した配当等を用いた適用回避スキームに対応するものの2つがあるが、本改正では、②の規定（以下「本適用回避防止規定」）に関連し、必ずしも子会社簿価減額特例の適用回避につながらないと考えられるケースについてその適用の緩和が行われた（法令119の3⑭二）。

2) 改正内容

次のいずれかに該当する場合には、本適用回避防止規定は適用されないこととされた。

- ① 対象配当等の額に係る基準時以前10年以内に子

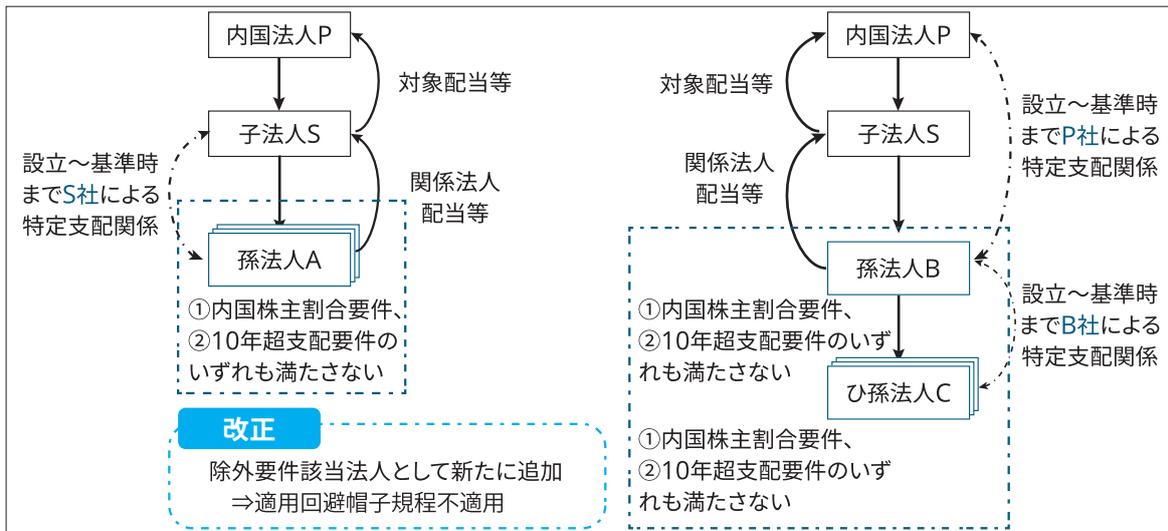
法人（下図S社）との間にその子法人（S社）による特定支配関係があった法人（以下「孫法人」）の全て（A社）がその設立の時からその基準時まで継続してその子法人（S社）との間にその子法人（S社）による特定支配関係がある法人（①において「継続関係法人」）である場合

- ② 次のいずれにも該当する場合

(ア) 親法人（P社）と孫法人（B社）との間に、孫法人（B社）の設立の時からその孫法人（B社）から子法人（S社）に支払う配当等の額に係る基準時まで継続して親法人（P社）による特定支配関係がある場合

(イ) その基準時以前10年以内に孫法人（下記B社）との間にその孫法人（B社）による特定支配関係があった法人の全て（C社）がその設立の時からその基準時まで継続して孫法人（B社）との間にその孫法人（B社）による特定支配関係がある法人（②において「継続関係法人」）である場合

<設例>



3) 適用関係

上記改正は、令和2年4月1日以後に開始した事業年度において受ける対象配当等の額について適用される(改正法令附則6⑤)。

れる。資本金等の額の計算の基礎となる減資資本金額についても同様。

3. みなし配当の計算方法等の見直し

(1) 概要

みなし配当の計算方法等について、次の見直しが行われた(法令23①四、法令8①十八、119の9①一)。

- ① 資本の払戻しに係るみなし配当の額の計算の基礎となる「払戻等対応資本金額等」は、その資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額を限度とされる。資本金等の額の計算の基礎となる「減資資本金額」についても同様。
- ② 種類株式を発行する法人が資本の払戻しを行った場合における、みなし配当の額の計算の基礎となる「払戻対応資本金額等」その資本の払戻しに係る各種類資本金額を基礎として計算することとさ

(2) 改正の趣旨

利益剰余金と資本剰余金の双方を原資とする、いわゆる混合配当については、法人税法上、その全体をまとめて「資本の払戻し」として取り扱うこととされており、資本剰余金を減少した金額を基にプロラタ計算した金額が税務上の資本金等の額に対応する金額として取り扱われ、それを超える金額については利益積立金の配当(みなし配当)として取り扱われる。

払戻法人の税務上の利益積立金がマイナスの場合、資本剰余金を減少した金額を超えて税務上の資本金等の額が減額される結果となる場合があり、これについて令和3年3月11日最高裁判決では、法人税法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効と判断された。

これに対応し、混合配当についての税務上の資本金等の額の減少額について、資本剰余金の減少額を上限とするよう改正が行われた。

みなし配当金額の計算式(法法24①四、法令23①四)

(i) みなし配当金額 = 交付を受けた金銭等の価額 - 払戻等対応資本金額等

(ii) 払戻等対応資本金額等 ※1 ※2 **A** **B**

$$= \text{直前の資本金等の額} \times \left(\frac{\text{減少した資本剰余金の額}}{\text{簿価純資産価額}} \right) \times \text{株式保有比率}$$

※1 分母の金額を超える場合は分母の額

※2 資本金等の額 ≤ 0 の場合は0、②資本金等の額 > 0かつ分母 ≤ 0 の場合は1、③小数点以下3位未満の端数は切上げ



Aの払戻等対応資本金額等はBの減少した資本剰余金の額を限度とする

資本払戻し法人側の処理(資本金等の額と利益積立金額の減少)についても、同様の改正が行われた。

(3) 過去の申告分についての取扱い

令和3年10月25日に国税庁のウェブサイト「最高裁判所令和3年3月11日判決を踏まえた利益剰余金と資本剰余金の双方を原資として行われた剰余金の配当の取扱いについて」(<https://www.nta.go.jp/information/other/data/r03/saikosai/index.htm>) が公表されている。これによると、本改正と同様の取扱いが過去に遡って適用されることとされており、納税者の状況により国税通則法の規定に基づき期限内であれば更正の請求を行うことが可能である。

4. 法人事業税において損金算入の対象となる外国法人税額等の範囲の明確化

外国税額控除の適用を受け法人税の所得計算上は損金不算入となる外国法人税額等について、法人事業税の所得等の計算上損金の額に算入する場合において、外国法人税を課されたことを証する書類を保存していない等の理由により法人税額から控除できない金額等は法人事業税の所得等の計算上、損金となる金額に含まれないことが明確された。

以上

会計基準等開発動向

2023年3月10日時点

【企業会計基準委員会 ASBJ】

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法への対応	<p>グローバル・ミニマム課税に関する法人税法の改正への対応について、以下が想定されている。</p> <p>① 企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」等の会計基準等の改正の可否の検討</p> <p>② グローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法の成立日以後に決算日を迎える企業の会計処理についての対応の必要性の有無についての検討</p>	<p>2023年3月31日までにグローバル・ミニマム課税に関する改正法人税法が成立した場合を想定し、左記のうち②について、2023年2月8日に、実務対応報告公開草案第64号「グローバル・ミニマム課税に対応する法人税法の改正に係る税効果会計の適用に関する当面の取扱い（案）」（コメント期限：2023年3月3日）が公表された。</p> <p>2023年3月3日にコメントが締め切られ、現在、公開草案に寄せられたコメントへの対応が検討されている。本件は、改正法人税法の成立を条件に3月中に最終化し、同法の成立後に公表することが目標とされている。</p>

■専門委員会で審議中

項目	内容	ステータス
リースに関する会計基準	<p>日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われている。</p> <p>合わせて、リースの貸手の収益認識に関する会計処理（リース業における割賦販売取引の会計処理を含む。）について検討が行われている。</p>	<p>2019年3月に、借手のすべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に着手することが決定された。</p> <p>現在までに、関連する業界団体から意見聴取を行った後、各論点について検討を行い、公開草案の公表に向け審議が進められている。</p>
金融商品に関する会計基準	<p>日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発に向けて、検討が行われている。</p> <p>なお、金融資産及び金融負債の分類及び測定については、今後、会計基準の開発に着手するか否かについて判断する予定とされている。</p>	<p>2022年4月に、予想信用損失モデルに基づく金融資産の減損についての会計基準の開発において、IFRS第9号「金融資産」の相対的アプローチを採用したモデル（ECLモデル）と米国会計基準におけるモデル（CECLモデル）のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択の方向性について審議が行われ、ECLモデルを開発の基礎として検討が進められている。</p> <p>現在、国際的な比較可能性を確保することを重視し、IFRS第9号を適用した場合と同じ実務及び結果となると認められる会計基準の開発を目的として審議が行われている。</p>
金融商品取引法上の「電子記録移転権利」又は資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱い	<p>資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについて検討が行われている。</p>	<p>資金決済法上の「暗号資産」に該当するICOトークンの発行・保有等に係る会計上の取扱いについては、2022年3月15日に、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」が公表された。2022年6月8日にコメントが締め切られ、現在、論点整理に寄せられたコメントへの対応が検討されている。</p> <p>このうち、暗号資産の発行者が発行時に自己に割り当てた暗号資産の会計上の取扱いについて、2022年11月7日の第490回企業会計基準委員会において審議が行われ、ASBJにおける議論の内容を周知するために、議事概要別紙（https://www.asb.or.jp/jp/wp-content/uploads/20221107_490g_02.pdf）が公表された。</p>

項目	内容	ステータス
資金決済法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い	2022年8月に企業会計基準諮問会議から提言を受け、資金決済法上の「電子決済手段」の発行及び保有等に係る会計上の取扱いについて、検討が行われている。	2022年8月より検討が開始されている。
子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係	JICPAから公表されている会計制度委員会報告第7号「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」に定められる連結財務諸表におけるのれんの追加的な償却処理について、子会社株式及び関連会社株式の減損とのれんの減損の関係を踏まえ、検討が行われている。	2017年10月より検討が開始されている。

■基準諮問会議でテーマアップの可否を審議中

項目	内容	ステータス
株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発 (2)現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発 (3)インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発	第43回基準諮問会議（2021年11月29日開催）においてテーマ提言がなされた。 (1)について、実務対応レベルとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼するとされ、(2)(3)について、会計基準レベルとして事務局において論点整理を行うとされた。 第44回基準諮問会議（2022年3月2日開催）では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 第45回基準諮問会議（2022年7月20日）では、(1)に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。現在、(1)のテーマ評価を優先しており、(2)及び(3)の検討には至っていない。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
該当なし		

■その他の日本基準の開発に関する事項

項目	内容	ステータス
適用後レビューの実施	ASBJが開発する会計基準の適正手続（デュー・プロセス）は、公益財団法人財務会計基準機構の理事会が定める「企業会計基準及び修正国際基準の開発に係る適正手続に関する規則」（以下「適正手続規則」という。）に規定されており、適正手続規則では、適用後レビューの実施が定められている。	「開示に関する適用後レビューの実施計画」が作成され、2017年12月26日に適正手続監督委員会に報告されている。 現在、「開示に関する適用後レビューの実施計画」に基づき適用後レビューの作業が実施されている。

【サステナビリティ基準委員会 SSBJ】

■委員会で審議中

項目	内容	ステータス
日本版S1プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのS1基準（サステナビリティ関連財務情報開示に関する全般的な要求事項）に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、ISSBのS1基準に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 ISSBにおける審議の動向を踏まえ、2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）の公開草案の公表を目標に、審議が行われる予定である。
日本版S2プロジェクト	SSBJが開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、ISSBのS2基準（気候関連開示）に相当する基準の開発を行う。	2023年1月に、ISSBのS2基準に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することが決定された。 ISSBにおける審議の動向を踏まえ、2023年度中（遅くとも2024年3月31日まで）の公開草案の公表を目標に、審議が行われる予定である。

■今後、開発に着手するか否かを判断

項目	内容	ステータス
産業別の基準	ISSBのS2基準案に含まれていた「付録B『産業別開示要求』」に関しては、ISSBの審議において、当初は例示扱いとし、規範性がない（基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない）ものとするのが暫定決定されている。	日本版S2プロジェクトにおいても、当初はISSBのS2基準案の付録Bに相当する産業別の基準を開発することはせず、ISSBにおいて規範性があるものとして位置付けられることになった場合に、改めてSSBJとして当付録Bを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとされている。

【日本公認会計士協会 JICPA】

会計制度委員会実務指針、監査・保証基準委員会実務指針及び業種別委員会実務指針のうち会計処理の原則及び手続を定めたもの

■確定公表済

項目	内容	ステータス
該当なし		

■公開草案公表中

項目	内容	ステータス
該当なし		

【金融庁】

項目	内容	ステータス
財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂（公開草案）	<p>金融商品取引法により平成20年に導入された内部統制報告制度は、財務報告の信頼性の向上に一定の効果があったと考えられる一方で、経営者が内部統制の評価範囲の検討に当たって財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を適切に考慮していないのではないか等の制度の実効性に関する懸念が指摘されており、また、国際的な内部統制の枠組みにおいて、経済社会の構造変化やリスクの複雑化に伴う内部統制上の課題に対処するために改訂が行われているものの、我が国の内部統制報告制度ではこれらの点に関する改訂が行われていなかった。</p> <p>こうしたことから、内部統制の実効性向上を図る観点から、内部統制の基本的枠組み、経営者による内部統制の評価と報告、監査人による内部統制監査、及び内部統制報告書の訂正時の対応等について議論が行われ、その議論を踏まえた改訂案をとりまとめたものである。</p>	<p>2022年12月15日付で左記公開草案が公表された。2023年1月19日で意見募集は終了している。</p> <p>なお、改訂後の基準及び実施基準は、2024年4月1日以後開始する事業年度における財務報告に係る内部統制の評価及び監査から適用予定とされている。</p>
「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（案）」等	<p>1. 連結財務諸表規則の一部を改正する内閣府令（案）について ASBJが公表した企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の改正（2022年10月28日公表）を受け、連結財務諸表規則について所要の改正を行うもの。</p> <p>2. 連結財務諸表規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部改正（案）等について （1）ASBJが2022年12月31日までに公表した会計基準を、連結財務諸表規則第1条第3項及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条第3項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準とするもの。 （2）国際会計基準審議会が2022年12月31日までに公表した国際会計基準を、連結財務諸表規則第93条に規定する指定国際会計基準とするもの。</p>	<p>2022年12月27日付で左記改正案が公表された。2023年1月31日で意見募集は終了している。</p> <p>なお、改正後の規定は、公布の日から施行する予定とされている。</p>

【法務省】

項目	内容	ステータス
該当なし		

新刊書籍のご案内

会社法計算書類作成ハンドブック（第17版） 有限責任監査法人トーマツ著 中央経済社

本書は、会社法に基づく計算書類等の作成実務の手助けとなるよう、2007年3月に初版を刊行し、以来、制度改正等に対応するために改訂を重ねており、このたび第17版を刊行いたしました。

本書では、制度の概要や記載上の留意事項、一般社団法人日本経済団体連合会の「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型」の記載例と記載上の注意等、実務に携わる方々にとって有用となるポイントを解説するとともに、実際の記載事例を多数紹介しています。また、計算書類等だけでなく、会社法の下で、株主総会の開催に際して必要とされる書類全般についても取り上げています。

第17版では、2022年3月期から強制適用となった会計基準等並びにサステナビリティ情報及びウクライナをめぐる国際情勢といった近時の開示トピックスに関する開示の事例分析を行い、実務上の参考となるよう、記載事例を紹介しています。

本書の構成は以下の通りです。

- 第1章 2023年3月期決算に向けた近時の開示トピックス
- 第2章 会社法決算の概要
- 第3章 計算関係書類
- 第4章 剰余金の配当関係
- 第5章 事業報告
- 第6章 株主総会招集通知
- 第7章 株主総会決議事項の個別記載事項

本書が計算書類等の作成実務に携わる方々の一助となれば幸いです。

価格 8,250円(税込)
2023年3月刊
ISBNコード：
978-4-502-45201-7



発行済の書籍についてはWebサイトでご覧ください。

市販の書籍 <https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/get-connected/pub/books/bookpublications.html>

会計情報

発行日 令和5年3月20日(毎月20日発行)
第560 4月号

発行所 有限責任監査法人トーマツ
テクニカルセンター
〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-3-2 丸の内二重橋ビルディング
Tel.03-6213-1070
Fax.03-6213-1145
MailAddress:trc_mailing@tohatsu.co.jp

有限責任監査法人トーマツ <http://www.deloitte.com/jp/audit>
トーマツ会計情報 <http://www.deloitte.com/jp/atc>

本誌掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Deloitte.

デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市約1万7千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。DTTL(または"Deloitte Global")ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを提供し、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters"をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの約415,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本冊子は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して"デロイト・ネットワーク")が本冊子をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本冊子における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本冊子に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001